

大阪市区政会議

区政会議の運営の基本となる事項に関する条例 ガイドブック

令和5年4月

大阪市

〇はじめに

【区政会議の位置付けの強化と条例化】

平成 23 年 7 月以降、区政への区民の参画を促進し、区内の課題及び実情を把握するため開催されてきた区政会議は、市規則である「区における総合行政の推進に関する規則」に根拠を有していました。

平成 24 年 7 月策定の「市政改革プラン」に基づいて同年 8 月から局を補助組織化し、大きな権限を持つようになった区長による区政運営について、施策・事業の立案段階から、その実績・成果に係る評価の段階まで、区民の意見を聴取しながら、PDCA サイクルを的確に実施していくことはますます重要となってきました。

このことから、区政会議については、各区で地域の状況に応じた運営をすることを基本としつつも、その適切な運営を図る観点から、委員に意見を求める事項や、委員の任期等、全市的な統一基準を、従来よりも多く、具体的に規範化することとしました。

また、その規範を、従来のような市規則ではなく、条例によるものとする（「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」。平成 25 年 3 月 29 日公布、6 月 1 日施行。また、同日、「区における総合行政の推進に関する規則」は廃止。）により、市民の代表である市会においても区政会議の仕組みを承認していただき、大阪市全体で認知されたものとなりました。

これによって、区政会議は、現行の政令指定都市制度の下においても、より強い民主的正当性を有することとなるとともに、上記市政改革プランにおいて、基礎自治行政について徹底的に追求するとした「ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）」の実現に向けた区民による区政への参画という意味でも、より強い根拠が与えられることとなりました。

【「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」の内容について】

◆ねらい

区政会議について、各区で地域の状況に応じた運営をすることを基本としつつも、その適切な運営を図る観点から、全市的な統一基準を規範化することとしたものです。

◆区政運営全体との関係

「ニア・イズ・ベター」の推進のためには、区長は区民の意見やニーズをしっかりと把握し、区民に区政運営に参画してもらい、評価してもらうことが必要です。区政会議は、これらの取組の中でも基本的な取組と位置付けられるものであり、全区でこの条例にのっとり適切に運営される必要があります。また、区長は、区政会議にとどまらず、工夫を凝らして多様な区民の意見やニーズを把握する取組を進める必要があります。

◆行政運営上の会合として

区政会議は、区民等からの多様な意見を聴取することが目的であり、委員間で意見を闘わせて、会議としての単一の結論をめざすものではないことから、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく本市の附属機関（例えば審議会）ではなく、あくまで、行政運営上の会合として条例化されたものです。

○目 次

I 条例等の逐条解説

1. 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例の解説

第1条（目的）	6
第2条（定義）	6
第3条（基本原則）	6
第4条（委員）	7
第5条（委員の意見を求める事項）	10
第6条（招集）	11
第7条（議事）	11
第8条（大阪市会議員等関係者の出席）	12
第9条（区長が講ずるべき措置等）	13
第10条（決議があつた場合の取扱い）	14
第11条（会議録及び運営状況の公表）	15
第12条（区長への委任等）	15
附則	16

2. 区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則の解説

第1条（趣旨）	17
第2条（定義）	17
第3条（区政会議の委員の定数に係る基準）	17
第4条（会議録等の作成及び公表）	18
第5条（区政会議の運営状況の公表）	19
附則	20

3. ○○区区政会議運営要綱 モデル要綱と解説

第1条（趣旨）	21
第2条（定義）	21
第3条（委員の構成及び定数）	21
第4条（委員の選定方法等）	22
第5条（委員の意見を求める事項）	23
第6条（開催の時期）	23
第7条（部会の開催）	24
第8条（会議の公開の方法等）	25
附則	25
モデル要綱【解説】における「必須」の意味の整理	26

4. ○○区政会議委員公募手続事務要領 モデル要領と解説

第1条（趣旨）	27
第2条（応募資格）	27
第3条（募集人数）	27
第4条（公募方法）	27
第5条（選考を行う者及び選考の方法）	28
第6条（選考結果の通知）	28
附則	28
モデル要領【解説】における「必須」の意味の整理	29

II 運用及び参考資料

運用①：区政会議委員について	30
運用②：委員の意見を求める事項について	30
運用③：区政会議の議事及び公開について	31
運用④：会議録及び運営状況の公表について	32
参考資料①：条例第5条（委員の意見を求める事項）関係	34
参考資料②：事業運営のマネジメントサイクル	35
参考資料③：会議録イメージ	36
参考資料④：規則第5条（区政会議の運営状況の公表）関係	37

III Q&A 39

作成・改定の記録	49
----------	----

I 条例等の逐条解説

1. 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例の解説

条文	趣旨・説明
(目的) 第1条 この条例は、各区において区政会議がその目的に即して適切に運営されるようにするため、区政会議の運営に関し各区に共通する基本的な事項を定めることを目的とする。	区政会議の適切な運営を図るため、全市的な統一基準を条例により規範化するものです。
(定義) 第2条 この条例において「区政会議」とは、各区において、区長、区シティ・マネージャー及び教育委員会事務局区担当教育次長（以下単に「区長」という。）の所管に属する施策及び事業（以下「基礎自治に関する施策等」という。）について、立案段階から意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に係る意見を聴くことを目的として、区長が区民等その他の者を招集して開催する会議をいう。 2 この条例において「区民等」とは、当該区の区域内に住所を有する者、当該区の区域内に存する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。)に在学する者、当該区の区域内に事務所を有する会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社をいう。)、官公署その他の団体に属する者及び当該区の区域内において事業を営む者をいう。	区政会議を定義する中で、その目的として次の事項を明記するものです。 ・基礎自治に関する施策等についての立案段階からの意見の把握と反映 ・基礎自治に関する施策等の実績及び成果の評価に係る意見の聴取 【関連事項】 ・Q&A No.1（39ページ） 区政会議に参加することができる区民等には、従来と同様、住民のほか在学・在勤者や自営業者も含めるものです。
(基本原則) 第3条 区の区域内の基礎自治に関する施策等を実施するに当たっては、区民等の多様な意見を的確に把握するための様々な方法を用いるほか、この条例の定めるところにより、区政会議において、立案段階から意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に係る意見を聴くことを基本とするものとする。	区の区域内の基礎自治に関する施策等の実施に当たっては、区政会議において、立案段階から意見を把握・反映するとともに実績及び成果の評価に係る意見を聴くことを基本とすることを条例上明記するものです。 「ニア・イズ・ベター」の推進のためには、区長は区民の意見やニーズをしっかりと把握し、区民に区政運営に参画してもらい、評価してもらうことが必要です。区政会議は、これらの取組の中でも基本的な取組と位置付けられるものであり、全区でこの条例にのっとり適切に運営される必要がありますが、区長は、区政会議にとどまらず、工夫を凝らして多様な区民の意見やニーズを把握する取組を進める必要があります。

条文	趣旨・説明
(委員) 第4条 本市は、次条各項又は第6条第3項の規定による区長の求めに応じ、区政会議において意見を述べる業務を、次に掲げる者のうちから区長が選定した者(以下「委員」という。)に委託する。 (1) 区民等 (2) 学識経験を有する者その他区長が適当と認める者 2 委員の定数は、市規則で定める基準に従い、区長が定める。 3 区長は、委員の選定に当たっては、公募を活用するなどその構成が区民等の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。 4 委員の任期(第1項の規定により業務を委託する期間をいう。以下同じ。)は、2年とする。ただし、他の委員の任期中に新たに選定される委員の任期は、他の委員の残任期間とする。	本市は区政会議の委員とそれぞれ委託関係に立つことを明らかにした上で、委員は区民等又は学識経験者その他適当と認める者から区長が選定することとするものです。 本市は区政会議の委員とそれぞれ委託関係に立ちます。区政会議は、地方自治法上の執行機関による附属機関ではなく、行政運営上の会合の位置づけであるため、本項においてもそのことを明確にしております。(このほか、業務等の対価について、附属機関の委員等、本市の特別職地方公務員に支払われる「報酬」や「費用弁償」ではなく、地方公務員ではない方の業務等への対価として支払われる「報償金」であると記載した第6項などにおいて、区政会議が行政運営上の会合であるということを、規定上明確化するようにしています。) 【関連規定】 ・規則第3条(17ページ)、 附則第1項、第2項(20ページ) ・モデル要綱第3条、第4条(21、22ページ) 【関連事項】 ・Q&A No.10(43ページ) 委員の定数については、市規則においてその基準を定め、その範囲内において区長が定めることとするものです。 【関連規定】 ・規則第3条(17ページ) ・モデル要綱第3条、第4条(21、22ページ) 【関連事項】 ・Q&A No.5、9(40、42ページ) 選定に当たっての区長の配慮義務を条例上明記するものです。 【関連規定】 ・規則第3条第2項(17ページ) ・モデル要綱第4条第2項(22ページ) ・公募手続事務モデル要領(27ページ) 【関連事項】 ・運用①(30ページ) ・Q&A No.2、3(39ページ) 区政会議に区民等の多様な意見を反映させる観点から、委員としての業務を委託する期間と再選定の回数の制限を設けることとし、その内容については、区政会議に区民等の多様な意見を反映させるためには委託期間が長期にわたることは避けるべきであること、地方自治法による地域協議会の構成員の任期の上限が4年とされていること等にかんがみ、連続して3回以上選定されることができないとするものです。

I 条例等の逐条解説

1. 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例の解説

条文	趣旨・説明
5 委員は、連続して3回以上選定されることができない。	また、これまで区政会議委員の経験をお持ちの方でも、1期分期間を空ければ、再び、2回まで連続して選定されることが可能であり、これは、同一人物が長期にわたって委員を続けることで、多様な意見の反映や、住民自治の貴重な担い手の発掘に問題が生じる点と、地域の有能な方には区政会議においてもなるべく積極的にご活躍いただきたいという点の双方が考慮・調整された規定です。 【関連事項】 ・Q&A No.7（40ページ）
6 委員には、報償金その他の業務の対価を支払わないこととすることができる。	地方自治法による地域協議会の構成員については、住民の主体的な参加を期待するものであることから報酬を支給しないこととすることができることとされていることにかんがみ、区政会議の委員についても同様の取扱いとし、報償金等の委託業務の対価を支払わないことができることとするものであり、業務の対価の支払を禁止する趣旨のものではありません。 特に、この取扱いは区民等である委員を念頭に置いたものであり、学識経験者等である委員について、区民等との立場の違いなどにかんがみ報償金等の業務の対価を支払うことを妨げるものではありません。 区政会議においては、住民自治の観点から、自らの課題を解決するための主体的な参加を前提とするものであるため、報償金その他の業務の対価を支給しないことが望ましいと考えられます。しかし、専門的知識等の提供を期待して委員をお願いする学識経験者等については、その対価として報償金等を支払うことも考えられます。 また、区政会議に出席するための交通機関の利用料金の支給については、各区の説明責任の下に、経済的かつ合理的と認められる範囲で支給を行うことも考えられます。 こうしたことから、原則としては支払わないことが望ましいという考え方を条例上明らかにしつつも、最終的には区長の判断の余地を残しているものです。
7 本市は、次のいずれかに該当することとなったときは、委員としての業務の委託を解除することができるものとする。 (1) 委員が心身の故障のため委員としての業務の執行ができないと区長が認めるとき	区政会議の委員としての業務の委託の解除事由を条例上明記するものです。

条文	趣旨・説明
(2) 委員が区政会議の場において又は区政会議の委員の名において、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次のアからオまでに掲げる行為をしたとき ア 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘する行為 イ 署名運動 ウ 寄附金その他の金品の募集又は配布 エ 会場での文書、図画、音盤又は形象の作成、回覧、配布、朗読又は掲示その他会場の施設の利用 オ 政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものの着用、表示、制作又は配布 (3) 第1項第1号の規定により選定された委員が区民等でなくなったとき (4) 前3号に掲げるもののほか、委員がその適格性を欠くと区長が認めるとき	区政会議の委員の個人の思想・良心の自由や表現の自由等に配慮しつつ、区政会議の委員としての政治的中立性を担保する観点からの解除事由を定めるものです。 【関連事項】 ・ Q&A No.8 (42 ページ) 区民等のうちから選定された委員は、区民等であることがその前提となることから、区民等でなくなることを解除事由とするものです。 適格性を欠く場合の具体的な事例については、会議運営上必要な秩序を守らない場合や、犯罪行為などによって区政会議自体への信用を失墜させた場合など、また、公募による委員については、公募の際の応募資格を満たさなくなった場合や、応募の際の提出物に虚偽の事項を記載していたことが分かった場合などが想定されます。

I 条例等の逐条解説

1. 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例の解説

条文	趣旨・説明
(委員の意見を求める事項) 第5条 区長は、次に掲げる事項については、区政会議において委員の意見を求めるものとする。 (1) 区の総合的な計画に関する事項 (2) 区の区域内の基礎自治に関する施策等のうちの主要なもの及びその予算に関する事項 (3) 区の区域内の基礎自治に関する施策等のうちの主要なものの実績及び成果の評価その他区政運営の総合的な評価に関する事項	区政会議の目的に照らし、「区の総合的な計画に関する事項」(いわゆる区将来ビジョン)や「年度ごとの区の区域内の基礎自治に関する施策等のうちの主要なもの及びその予算」(いわゆる区運営方針)の案については、区政会議において委員の意見を求める事項とするものです。 また、区の区域内の基礎自治に関する施策等のPDCAサイクルを着実に回していくため、区の区域内の基礎自治に関する施策等のうちの主要なもの(いわゆる区運営方針における具体的取組)の実績及び(いわゆる区運営方針における戦略の進捗による)成果(アウトカム)についての区長の自己評価結果(自己評価結果の総括を含む。)について、区民等や外部の有識者の視点から、区政会議において委員の意見を求める事項とするものです。 「その他区政運営の総合的な評価」という文言には、個々の「区の区域内の基礎自治に関する施策等のうちの主要なものの実績及び成果の評価」だけではなく、区の目標に照らして運営方針全体の取組を総括する観点から区長が自ら行った区政運営の総合評価(自己評価結果の総括)についても、区政会議で委員から意見をいただくべきであるという意味が込められています。 制定時の市会の議論では、総合評価に係る意見をいただくことによって、区長は、区民が区長の区政運営をどのように評価しているのかを知ることができる、さらには、市長が区長を評価する際の重要な要素として活用できる、と指摘されています。 【関連規定】 ・モデル要綱第5条、第6条(23ページ) 【関連事項】 ・運用②(30ページ) ・参考資料①(34ページ)
2 前項に定めるもののほか、区長は、区の区域内の基礎自治に関する施策等に関し必要と認める事項について、区政会議において委員の意見を求めることができる。	

条文	趣旨・説明
(招集) 第6条 区政会議は、区長が招集する。 2 区政会議の委員のうち委員の定数の4分の1以上の者は、区長に対し、区の区域内の基礎自治に関する施策等に関し区政会議において委員の意見を求めるべき事件を示して区政会議の招集を請求することができる。 3 区長は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく区政会議を招集し、当該事件について委員の意見を求めなければならない。	区政会議がその目的に即して適切に運営されるためには、区長が委員の意見を求める事項のほか、区の区域内の基礎自治に関する施策等に関する事項について幅広く議論することが求められることから、区政会議の招集を区長の専権事項とせずに委員から招集を請求することができることとするものです。なお、招集の請求については、地方自治法上の議会の招集の請求と同様に、定数の4分の1以上の委員によること、及び、具体的な事件を示すことを要件とするものです。
(議事) 第7条 区政会議の委員は、その互選により議長及び副議長を選任するものとする。 2 議長は、区政会議を主宰する。 3 副議長は、議長を補佐し、議長が欠けたとき又は議長に事故があるときは、区政会議を主宰する。 4 議長及び副議長は、委員の任期中それぞれその任に当たるものとする。	区政会議は、執行機関の附属機関としての性質を有するものではないのでその代表者である会長等を置く必要はありませんが、議事の進行その他会議を主宰する者として議長を、議長を補佐し議長に事故等があるときに議長に代わって区政会議を主宰する副議長を、それぞれ委員の互選により選任することとするものです。 第3項の「欠けたとき」とは、議長の死亡、辞任等により、議長が欠員となったときを指し、また「事故があるとき」とは、病気、旅行等により、議長は在任しているが、その任に当たれないときを指します。 【関連事項】 ・ Q&A No.11、12 (43、44 ページ) 議長及び副議長の任期については、地方自治法上の議会の議長及び副議長と同様に、委員の任期(委員としての業務を委託する期間)によるものとするものです。 【関連事項】 ・ Q&A No.13 (44 ページ)

条文	趣旨・説明
5 区政会議は、議長(議長に事故がある場合又は議長が欠けた場合にあっては、第3項の規定により区政会議を主宰する副議長)を含む委員の定数の2分の1以上の委員が出席しなければ、これを開くことができない。	区政会議の開催に必要な出席委員数については、条例第3条で、区民等の意見の把握・聴取については、区政会議において行うことを基本とする旨の規定や、条例第4条第3項の委員の選定に関する規定から、区政会議において、区民等の多様な意見が適切に反映されるようにすることが重要であることから、地方自治法上の議会と同様に、委員の定数の2分の1以上とし、また、議長(職務代理人としての副議長を含む。)は必ず出席していることとするものです。 なお、本項における出席とは、実際に会議場へ参集しての参加のほか、通信機器等を用いたオンラインでの参加を言います。また、オンラインでの参加にあっては、定足数(会議開催・決議成立)にかかる規定が置かれている趣旨に照らし、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる状態をとることをもって本人確認を行うこととします。 【関連事項】 ・Q&A No.14 (45 ページ)
6 区政会議は、公開する。ただし、大阪市情報公開条例(平成 13 年大阪市条例第3号)第7条に規定する非公開情報を取り扱うとき、公開することにより円滑な議事運営が著しく阻害され会議の目的が達成できないと認められるときその他公益上必要があると認められるときは、公開しないことができる。	区政会議については、原則として公開で行うことを条例上明記するものです。(オンラインで参加する委員等がいらっしゃる場合についても同様です。) 区政会議の非公開については、区長ではなく、区政会議において決定します。区政会議は附属機関でないため、意見を聴取する事項について、区長が区政会議としての意見を求めることはできませんが、本件については、意見聴取事項そのものではなく、区政会議を公開するかどうかという純然たる会議の運用上の問題であることから、区政会議において決定するものです。(「審議会等の設置及び運営に関する指針」においても、(行政運営上の会合であっても、) 会議の公開・非公開については、当該会議において決定するとされているところです。) 【関連規定】 ・モデル要綱第8条 (25 ページ) 【関連事項】 ・運用③ (31 ページ)

条文	趣旨・説明
(大阪市会議員等関係者の出席) 第8条 大阪市会議員は、選出された選挙区の区の区政会議に出席し、区政会議における議論に資するために必要な助言をすることができる。	区政会議は、執行機関である本市の機関が実施する施策や事業の実施に当たって開催されるものであることから、議決機関の構成員である市会議員がその選挙区である区の区政会議の委員として会議に参加していただくことは前提とされていないが、市会議員がその選挙区である区の区政会議に出席し必要な助言をしていただくことは、区政会議における議論に有益であると考えられることから、市会議員の区政会議への出席について条例上明記するものです。 本項の規定の趣旨を考えると、区政会議の開催日時、場所、議題その他必要な事項は、早期に、当該区選出の市会議員にお伝えしておく必要があります。このことは、条例第12条第1項に基づき部会を開催する場合も同様です。 なお、本項における出席も、条例第7条第5項における出席と同様に解します。 【関連事項】 ・ Q&A No.10、15、16 (43、45 ページ)
2 前項に定めるもののほか、区長は、必要があると認めるときは、関係者の区政会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。	区政会議における議論に資するため、委員以外の学識経験者等の意見を聴くことが必要となることも想定されるため、関係者の出席を求めることができることを条例上明記するものです。また、区長の判断により、府議会議員の出席を求める場合も、本項に基づくこととなります。 第2項の関係者は、区政会議の委員ではありません。よって、関係者の出席に対価を支払うか否かは、出席を求める目的などを考慮し、各区の説明責任の下で判断することになります。 なお、本項における出席も、条例第7条第5項における出席と同様に解します。 【関連事項】 ・ Q&A No.10、17 (43、45 ページ)
(区長が講ずるべき措置等) 第9条 区長は、区政会議における委員の意見を勘案し、必要があると認めるときは、その権限の範囲内において適切な措置を講じなければならない。 2 市長は、区長が前項の規定による措置を講ずることができるようにできる限り配慮するものとする。	区長において区政会議における様々な意見を総合的に考慮した上で必要があると認めるときは、その権限の範囲内において適切な措置を講ずる義務を課すものです。 本来、区長が講じようとする措置については、区長の権限の範囲内とはいえ、各区の状況等様々な点を勘案し、最終的には市長の指揮監督の下その判断と責任において実施の可否が決定されるものですが、区長が区政会議における意見を勘案した上で必要があると認めたものであるという点を考慮し、市長に、可能な範囲で、区長の意向を考慮するなど区長が当該措置を講ずることができるよう配慮することを求めるものです。

条文	趣旨・説明
(決議があった場合の取扱い) 第10条 区政会議において、第4条第1項の規定により委託した業務とは別に、委員間での自発的な議論に基づき、区の区域内の基礎自治に関する施策等に関する事項に関し委員の定数の3分の2以上の多数をもって決議がされたときは、区長は、これを尊重し、その権限の範囲内において適切な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 前条第2項の規定は、前項の規定により区長が講ずる措置について準用する。	区政会議は、本来は、各委員が本市との委託関係に基づき、区長から意見を求められた事項について意見を述べる場ですが、委員が本市から委託を受けた業務とは別に、委員の自発的な意思によって、区の区域内の基礎自治に関する施策等に関する事項について、区政会議として決議をするといったことも考えられます。 こうした区政会議としての決議があった場合の取扱いとして、当該決議が委員の定数の3分の2以上の特別多数による多数決で決議がされた場合には、委託業務外の自発的なものであるものの、定数の3分の2以上の委員の意思であることを考慮し、区長に、決議の内容についての尊重義務及びその権限の範囲内において適切な措置を講ずる努力義務を課すものです。 本項の決議は、あくまで、行政側から依頼がないにもかかわらず「自発的に」議論が始まって、区政会議としての決議に至るものです。行政側から依頼をすれば、区政会議を附属機関として扱ったということになります。つまり、区政会議において、委員から自発的に、決議に向けての議論が始まったときに、行政側から「十分議論して、良い決議をまとめてください」といったような発言をしてしまうと、議論されている事項について、区政会議としての意見をまとめるよう依頼したとみなされてしまう可能性が高くなります。したがって、行政側としては、決議に向けた議論については、委員からの区政運営に関する質問に答える程度は構いませんが、基本的には議論の行方を静観した上で、仮に決議がなされた場合は、本条に基づき適切に対応していく旨を表明することとなります。 【関連事項】 • Q&A No.18 (45 ページ) 区長が前項に基づき講じようとする措置についても、本来、区長の権限の範囲内とはいえ、最終的には市長の指揮監督の下その判断と責任において実施の可否が決定されるものですが、区長が区政会議の委員の定数の3分の2以上の多数による決議に基づき講じようとするものであるという点を考慮し、前条第2項と同様に、市長に、可能な範囲で、区長の意向を考慮するなど区長が当該措置を講ずることができるよう配慮することを求めるものです。

条文	趣旨・説明
(会議録及び運営状況の公表) 第11条 区長は、市規則で定めるところにより、区政会議の開催の都度、遅滞なく会議録(第7条第6項ただし書の規定により区政会議が公開されなかったときは、議事要旨)を作成し、区役所に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。 2 前項に定めるもののほか、区長は、市規則で定めるところにより、毎年度、区政会議の運営の状況を公表しなければならない。	区政会議の会議録や、開催日、開催回数、議題等の運営の状況については、広く区民等に明らかにするとともに、市会における議論に資する観点から、会議録については開催後遅滞なく、その他運営状況についても定期的に公表することとし、細部については市規則で定めることとするものです。 【関連規定】 ・規則第4条、第5条(18、19ページ) 【関連事項】 ・運用④(32ページ) ・参考資料③、④(36、37ページ) ・Q&A No.19、20(46、47ページ)
(区長への委任等) 第12条 この条例に定めるもののほか、区政会議の運営に関する事項は、区長が定める。 2 区長は、第4条第2項の規定により委員の定数を定めたとき及び前項の規定により区政会議の運営に関する事項を定めたときは、これらを公示するほか、広く区民等に周知するための措置を講ずるものとする。	この条例に定められる事項以外の区政会議の運営に関する事項については、各区の状況に応じて区長が定めることとし、区長が、第4条第2項により委員の定数を定めたとき及び前項により区政会議の運営に関する事項を定めたときは、条例等の公告式に準じて公示するとともに、広く区民等に周知するための措置を講ずることとするものです。 区政会議を開催する上での委員の定数、委員選定の方法や、部会を開催する場合は部会の開催や参加する委員の数等が、ここでの定めとして必要と考えられます。 部会とは、区政会議委員がその効果的かつ効率的な審議のために各担当の会に分かれて議論し、その結果を踏まえて区政会議本会で改めて議論するためのものです。 なお、部会においても、区政会議委員以外の者の意見を求めるときは、関係者として都度出席を求めるべきであり、区政会議委員以外の者に、「専門委員」等、委員又は委員類似の位置付けを与えて部会のメンバーとすることは、条例の想定しない行為であり、違法(条例違反)と解されます。 【関連規定】 ・要綱第7条(24ページ) 【関連事項】 ・Q&A No.21、22、23、24、25(47、48ページ)

I 条例等の逐条解説

1. 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例の解説

条文	趣旨・説明
附 則 (施行期日) 1 この条例の施行期日は、市長が定める。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に区における総合行政の推進に関する規則(平成元年大阪市規則第 59 号)第 12 条に定めるところに従い区政会議の委員として選任されている者は、第 4 条第 1 項から第 3 項までの規定により委員に選定されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、この条例の施行の日から平成 25 年 9 月 30 日までとする。 3 前項の規定により委員とみなされた者が引き続き平成 25 年 10 月 1 日をその任期の始期とする委員に選定される場合には、第 4 条第 5 項の規定の適用については、この条例の施行の日から平成 27 年 9 月 30 日までの間を連続する 1 回の任期とみなす。 4 この条例の施行の日前に区における総合行政の推進に関する規則第 12 条に定めるところに従い開催された区政会議において委員の意見を求めた第 5 条第 1 項各号に掲げる事項については、同項の規定により意見を求めたものとみなす。	現在の区政会議の委員への説明、市規則や委員の定数など区長が定めることとされている事項の制定など条例施行に向けた準備の期間が必要なことから、条例の施行日については市長が定めることとするものです。 (平成 25 年 6 月 1 日施行) 条例の制定に伴い従前の区政会議の位置付けが変わりますが、区においては条例の施行日をまたがって従前の区政会議の委員としての活動が行われていることも考えられ、混乱を避けるためには一定期間の継続性を確保する必要があります。また、区政会議を通じて毎年度の区運営方針等についての P D C A サイクルを回していく上では次年度の区運営方針案や予算案の検討が始まる 10 月が一つの節目になり、委員の改選はこの時期に合わせることも適当と考えられます。こうしたことから、従前の区政会議の委員として選任されている者については、この条例により区政会議の委員に選定されたものとみなすこととし、この場合における当該委員の任期は、その本来の任期の終期が平成 25 年 9 月 30 日前後にかかわらず、同日までとするものです。 【関連事項】 ・参考資料② (35 ページ) 前項によるみなし委員は経過措置としての暫定的なものであり、委員としての業務を委託する期間も短期間となることから、みなし委員に係る連続選定回数の上限の規定の適用に当たっては、みなし委員は当該期間については委員として在任していたものとし、この場合における当該委員の任期は、その本来の任期の終期が平成 25 年 9 月 30 日前後にかかわらず、同日までとする特例を設けるものです。 【関連規定】 ・規則附則第 2 項 (20 ページ) 区将来ビジョンや平成 25 年度区運営方針案については、従前の区政会議において議論されている区もあることから、そのような区については、第 5 条第 1 項との関係において、これらを改めてこの条例による区政会議において委員の意見を求めることを要しないこととするものです。もっとも、これらについて、区政会議において再度意見を求めることに制限はありませんので、区長が自発的にこれらについてこの条例による区政会議で委員の意見を求めることを妨げるものではなく、また、この条例による区政会議の委員が第 6 条第 2 項によりこれらについて議論するため区政会議の招集を請求することも妨げるものではありません。 また、区将来ビジョンや、平成 25 年度区運営方針案について、条例の施行の日までに従前の区政会議において議論されていない区については、条例施行後、早急に、区政会議において委員の意見を求める必要があります。

2. 区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則の解説

条文	趣旨・説明
(趣旨) 第1条 この規則は、区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成25年大阪市条例第53号。以下「条例」という。）第4条第2項及び第11条の規定に基づき、区政会議の委員の定数に係る基準並びに区政会議の会議録又は議事要旨の作成及び公表並びに区政会議の運営の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。	本規則は、条例第4条第2項及び第11条の規定に基づき、区政会議の委員の定数の基準、区政会議の会議録又は議事要旨の作成及び公表、区政会議の運営の状況の公表に関して、全市的な統一基準を定めるものです。 なお、本規則については、<u>区長会議の意向を把握したうえで制定</u>しています。 【関連規定】 ・条例第4条、第11条（7、15ページ）
(定義) 第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。	この規則における用語の意義については、条例上用いられている用語の意義と同じであることを明らかにするものです。
(区政会議の委員の定数に係る基準) 第3条 区政会議の委員の定数は、10人以上 50人以下の範囲内で区長が定める。 2 公募等（公募その他の広く区民等のうちから委員を選定する方法をいう。以下同じ。）による委員（当該委員が任期満了後に引き続き選定された場合を含む。）の定数は、委員の定数の10分の1未満であってはならない。	本条は、条例第4条第2項（「委員の定数は、市規則で定める基準に従い、区長が定める。」）及び条例第4条第3項（「委員の選定に当たっては、公募を活用するなどその構成が区民等の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。」）の規定に基づき、委員の定数の基準を定めるものです。 第1項は、委員の意見の多様性を確保するため<u>委員定数の下限を10人と定めるとともに、また、限られた会議の時間の中でも、委員による意見の表明・交換を十分行うことができるよう、委員定数の上限を50人と定めている</u>ものです。 【関連規定】 ・条例第4条（7ページ） 第2項は、多様な意見を反映するとともに会議運営の客観性・透明性を担保するため、<u>公募等（広く区民等のうちから委員を選定する手続）による委員の定数の基準を定めるものであり、その定数については、委員の定数の1割以上とすることを定めています。</u> なお、公募等により委員となった方を、当該任期に引き続いて次の任期も委員とした場合、その方は公募等による委員として取り扱います。 【関連規定】 ・条例第4条（7ページ） ・モデル要綱第3条、4条（21、22ページ） ・公募手続事務モデル要領（27ページ） 【関連事項】 ・運用①（30ページ） ・Q&A No.2～9（39～42ページ）

条文	趣旨・説明
(会議録等の作成及び公表) 第4条 条例第11条第1項の会議録には、次に掲げる事項を記載し、区政会議において配布された資料（以下「配布資料」という。）を添付するものとする。 (1) 開催の日時及び場所 (2) 出席した者の氏名 (3) 委員に意見を求めた事項 (4) 発言者の氏名及びその発言の内容 (5) 条例第10条第1項の決議がされた場合にあっては、当該決議の内容 2 条例第11条第1項の議事要旨には、前項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項のほか、発言者の氏名及びその発言の要旨を記載し、配布資料を添付するものとする。ただし、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第7条に規定する非公開情報に該当するものその他公開しないことについて公益上必要があると認められるものについては、記載又は添付をしないものとする。 3 前2項の会議録又は議事要旨は、これを作成した日から当該会議録又は議事要旨に係る区政会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日までの間、公表するものとする。 4 条例第11条第1項の規定による閲覧は、区役所の執務時間中に区長の指定する場所において行うものとする。 5 条例第12条第1項の規定による定めに基づき、区長が区政会議の部会を開催した場合の当該部会の会議録又は議事要旨の公表については、前各項の規定を準用する。	本条は、条例第11条（「会議録及び運営状況の公表」）の規定に基づき、区政会議の会議録に記載する事項や議事要旨の取扱、及びその公表期間、閲覧の場所について定めるものです。 なお、<u>部会を開催する区にあっては、当該部会の会議録及び議事要旨の公表については、第1項から第4項までの規定がそれぞれ準用されることに留意する必要があります。</u> 会議録等の作成の期間については、条例の趣旨をふまえ、<u>会議のあった日から30日程度を目安としつつ、可能な限り早期に作成する必要があります。</u> また、<u>当該会議録等については、市会における議論に資する観点から、作成でき次第、区選出の市会議員に提出する必要があります。</u> 会議録作成までの間においても、会議での議論での概要を伝えるために、必要に応じて、議事概要を作成して公表する等、各区において工夫することは差し支えありません。 なお、閲覧については、第4項の規定に基づき「区長の指定する場所」において行われますが、<u>各区においては、あらかじめ閲覧場所の指定をしておく必要があります。</u> 【関連規定】 ・条例第11条（15ページ） 【関連事項】 ・運用④（32ページ） ・参考資料③（36ページ） ・Q&A No.19、20（46、47ページ）

条文	趣旨・説明
(区政会議の運営状況の公表) 第5条 条例第11条第2項の規定による公表は、毎年11月末日までに、前年の10月1日からその翌年の9月30日までの期間（以下「対象期間」という。）に係る次に掲げる事項について、当該事項を記載した書面を公示するとともに、当該書面を区役所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行う。 (1) 対象期間において委員であった者の氏名及び委員であった期間 (2) 区政会議の開催の日時及び場所並びに区政会議が条例第6条第2項の規定による請求により招集された場合にあっては、その旨 (3) 区政会議において委員に意見を求めた事項 (4) 条例第9条第1項の規定により区長が講じた措置の内容 (5) 条例第10条第1項の決議がされた場合にあっては、当該決議があった日及び当該決議の内容並びに当該決議に関し区長が講じた措置の内容若しくは進捗状況又は当該決議に関し措置を講じないこととした理由 (6) 条例第12条第1項の規定による定めに基づき、区長が区政会議の部会を開催した場合にあっては、部会の名称、開催の日時及び場所、出席した委員の氏名並びに当該部会において委員に意見を求めた事項 2 前条第4項の規定は、前項の規定による閲覧について準用する。	本条は、条例第11条（「会議録及び運営状況の公表」）の規定に基づき、区政会議の運営状況として公表する事項とその手続の方法について定めるものです。 また、部会を開催する区にあっては、第1項第6号で定める事項について公表する必要があります。 第1項の規定については、第2項の規定に基づき前条第4項の規定（「条例第11条第1項の規定による閲覧は、区役所の執務時間中に区長の指定する場所において行うものとする。」）が準用されることに留意しなければなりません。 なお、第4号については、対象期間前の区政会議（条例に基づき開催されたもの）で委員から意見を受けていた事項で、<u>対象期間中に区長が措置を講じたものについても、併せて記載することとなります。</u> また、第5号については、対象期間前の区政会議で決議があったが、対象期間前に処理できていなかった事項についても、併せて記載することとなります。<u>決議については、区長はその内容の尊重と、措置を講じるよう努力する義務を負っていますので、期間内に対応が終わらず先送りとした場合は、進捗状況を記載する必要がありますし、措置を講じないこととした場合は、その理由を記載する必要があります。</u> 【関連規定】 ・条例第11条（15ページ） 【関連事項】 ・運用④（32ページ） ・参考資料④（37ページ）

I 条例等の逐条解説

2. 区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則の解説

条文	趣旨・説明
附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項及び次項の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 平成 25 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間における公募等による委員の定数に係る第 3 条第 2 項の規定の適用については、同項中「による委員」とあるのは、「による委員（この規則の施行の際現に区における総合行政の推進に関する規則（平成元年大阪市規則第 59 号）第 12 条に定めるところに従い公募等により区政会議の委員として選任されていた者で、条例附則第 3 項の規定の適用を受ける者を含む。）」とする。 3 平成 25 年度に行う条例第 11 条第 2 項の規定による公表に係る第 5 条第 1 項の規定の適用については、同項中「前年の 10 月 1 日からその翌年の 9 月 30 日まで」とあるのは「平成 25 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日まで」とする。	本項ただし書は、第 3 条第 2 項にいう「公募等（広く区民等のうちから委員を選定する手続）による委員」の定数の基準の適用について、条例施行（平成 25 年 6 月 1 日）後、初の委員改選となる平成 25 年 10 月 1 日からとする趣旨です。 区政会議の委員の改選を 10 月 1 日としているのは、大阪市の PDCA サイクルが 10 月 1 日から 9 月 30 日までを 1 サイクルとする考え方に基づいています。 【関連規定】 ・条例第 4 条第 1 項（7 ページ） 本項は、第 3 条第 2 項にいう、公募等（広く区民等のうちから委員を選定する手続）による委員には、「総合行政の推進に関する規則（平成元年大阪市規則第 59 号）第 12 条に定めるところに従い公募等により区政会議の委員として選任されていた者」、すなわち条例施行前に公募等により選任され、その後引き続いて委員である者を含めることを明らかにする趣旨です。 【関連規定】 ・条例第 4 条第 1 項（7 ページ） ・条例附則第 3 項（16 ページ） 平成 25 年度については、条例が施行された 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に開催された区政会議の運営状況が公表の対象となります。

3. ○○区区政会議運営要綱 モデル要綱

〔要綱名についての解説〕

要綱名についても、「設置」等、附属機関であると誤解されるような文言を用いてはなりません。また、区政会議が各区共通な仕組みであることを考慮すれば、市民全体の理解のためにも、**要綱名は統一的であることが望ましい姿です。**

〔要綱の規定内容全般についての解説〕

要綱の規定内容全般は、単に運営上必要な事項を定めるというだけではなく、委員の構成、定数、具体的選定方法その他の項目についての具体的な定めを、条例第 12 条第 2 項に基づき対外的に明らかにすることによって、**区長が、委員の選定をはじめとする区政会議の運営全般について、区民等への説明責任を果たしながら進めていくことができるようにする、という重要な役割を持つものであるため、できる限り明確で、透明性を確保した定めとする必要があります。**

条文	解説
(趣旨) 第 1 条 この要綱は、区政会議の運営の基本となる事項に関する条例(平成 25 年大阪市条例第 53 号。以下「条例」という。)第 4 条第 2 項及び第 12 条第 1 項の規定に基づき、○○区区政会議(以下「区政会議」という。)の運営に必要な事項を定めるものとする。	<u>なぜこの要綱が存在するのかを明らかにするためにも、趣旨の記載は必須です。</u>また、条例の根拠条文も各区によって差は生じないものとなります。 【関連規定】 ・条例第 4 条、第 12 条(7、15 ページ)
(定義) 第 2 条 この要綱における用語の意義は、条例の例による。	<u>本要綱に規定する用語の説明について煩雑を避けるためにも、本規定は必須です。</u>
(委員の構成及び定数) 第 3 条 委員は、地域団体より推薦された者から選定する委員、公募により選定する委員及び学識経験を有する者その他区長が適当と認める者から選定する委員から構成する。 2 区政会議の委員の定数は、○人とする。 3 前項の委員の定数のうち、公募により選定する委員の定数は、○人とする。 4 地域団体より推薦された者から選定する委員の定数は、○人、学識経験を有する者その他適当と認める者から選定する委員の定数は、○人とする。	<u>本規定は、委員選定の基本的考え方を示す規定であり、記載は必須です。</u>なお、ここでの「地域団体」とは、地域において、公益に資する活動を行っている区長が認める団体をいいます。 <u>条例の求めに応じるため、本規定は必須です。</u> <u>条例の求めに応じるため、本規定は必須です。</u> 広く区民等のうちから委員を選定する方法として、公募以外の方法(無作為抽出等)を採用する場合は、具体的選定方法に即した記載をすることとなります。また、無作為抽出については、住民基本台帳を基にすることとなると考えられますが、その場合、区民以外の在勤・在学者を対象にできないという問題があるため、公募と組み合わせる等の実施する等の工夫が必要と考えられます。なお、住民基本台帳の抽出データを利用する場合は、利用申請書等を住民基本台帳利用連絡調整会議へ提出し、審査を受ける必要があるなど、個人情報の利用の態様に応じ必要な手続があれば、これを欠かさないようにする必要があります。 <u>委員定数の総数と公募等委員の定数以外の定数を定めるかどうかは各区の任意ですが、定める場合には、その根拠となる定めは必須です。</u>地域団体の推薦による委員等の定数についてなるべく明らかにすることにより、委員選定についての透明度の向上を図ることが望ましいと考えられます。

条文	解説
	＜委員の定数について＞ 本条第 2 項から第 4 項までで定めた委員の定数について、実際の委員の数が定数を下回る（欠員が発生している）状態となった場合は、区長は、一般的には、新たに委員を選定し、その欠員をなくす努力をする必要があります。公募等委員についても同様です。しかし、欠員が多いままで区政会議の運営を進めた場合には、招集請求、会議の開催に必要な出席委員数及び決議の規定に関する運用に様々な問題が生じるおそれがあります（場合によっては、わざわざ欠員が生じるような定数設定を行うことによって、招集請求や会議の開催、あるいは決議を意図的に成立しにくくしているとの批判を生む可能性もあります）。新たな委員の選定に向けた努力を第一としつつも、その選定の見通しが立たない場合は、要綱を改正して定数を減らすことにより、区政会議の会議運営上のルールを安定的に運用することを優先すべき場合もあるでしょう（ただし、委員のなり手がいないことによる問題を定数減により解決することについては、また上記批判とは別の批判を受けることも覚悟しなければなりません）。 なお、委員定数中の一定割合の委員の行為を要件としている条例第 6 条第 2 項（区政会議の招集請求）、第 7 条 5 項（区政会議の開催に必要な出席委員数）、第 10 条第 1 項（決議）に関しては、当該区政会議の全体の定数のみが問題となり、本条第 3 項で規定する公募等による委員の定数は、条例第 4 条第 3 項中の「公募を活用するなど区民等の多様な意見が適切に反映される」との趣旨（すなわち、区長が、地域団体を指定してその推薦を受け、又はみずから指名した委員以外に、広く区民等から選定される委員が必要であるという趣旨）を具体化するために、第 4 条第 2 項に基づき市規則で定めた、区政会議の委員の定数の内数としての定めであり、委員選定がなされた後の会議の運営ルールとは規定の目的を異にします。 【関連規定】 ・条例第 4 条（7 ページ） ・規則第 3 条（17 ページ） 【関連事項】 ・運用①（30 ページ） ・Q&A No. 2～6、9（39、40、42 ページ）
（委員の選定方法等） 第 4 条 地域団体より推薦された者から選定する委員は、（地域活動協議会等）区長が指定した地域団体から委員候補者として推薦を受けた者について、選定する。	地域団体推薦の委員に関する具体的選定方法の記載であり、選定過程の透明性を確保するためにも、必須の規定です。「区長が指定」とは、どの地域団体から委員を選定すれば区民等の多様な意見が適切に反映されるものとなるのかを区長が判断し、その上で、当該地域団体に委員候補者の推薦を依頼することを想定した規定としています。

条文	解説
2 公募により選定する委員は、別に定めて公示する区政会議委員公募手続事務要領により、選考の結果に基づき選定する。	公募委員に関する具体的選定方法の記載であり、 <u>選定過程の透明性を確保するために、必須の規定です</u> 。ただし、具体的な選定方法については別途公示する公募手続事務要領にて示すことが機能的です。なお、広く区民等のうちから委員を選定する方法として、公募以外の方法（無作為抽出等）を採用する場合は、具体的選定方法に即した記載をすることとなります。
3 学識経験を有する者その他適当と認める者から選定する委員は、区長において選定する。	学識経験を有する者等については、その者の特質に応じた選定となるため、 <u>この程度の記載を標準に</u> 、各区での事情等も踏まえた規定とすべきです。
4 委員としての業務の委託を行った場合又は委員としての業務の委託を解除した場合（委員の任期が満了した場合を除く。）は、当該委員の氏名を公示するものとする。	区政会議において委員は重要な要素であり、左記のような場合には、委員の氏名を公示すべきと考えられることから、 <u>必須の規定です</u> 。公示の期間について、特に強制的な取り決めはありませんが、一定の周知を行うためには、2週間程度必要ではないかと考えられます。 【関連規定】 ・条例第4条（7ページ） ・規則第3条（17ページ） 【関連事項】 ・運用①（30ページ）
（委員の意見を求める事項） 第5条 区長は、条例第5条第1項に定めるもののほか、次に掲げる事項については、区政会議において委員の意見を求めるものとする。 (1) ○○○○に関する事項 (2) ○○○○に関する事項 (3) ○○○○に関する事項	本規定は <u>任意</u> ですが、区政会議における積極的な意見聴取を担保する機能を持つ規定であり、 <u>区政会議委員等区民の意向も踏まえながら、必要な規定を置くことが望ましい姿です</u> 。 【関連規定】 ・条例第5条（10ページ） 【関連事項】 ・運用②（30ページ） ・参考資料①（34ページ）
（開催の時期） 第6条 区長は、各年度、少なくとも○月、7月、10月及び○月には、区政会議を開催するものとする。	本規定は <u>任意</u> ですが、 <u>区政会議（本会）の開催の時期を公に明らかにする上で意義のある規定です</u> 。 <u>区政会議委員等区民の意向も踏まえながら、必要な規定を置くことが望ましい姿です</u> 。なお、7月は前年度運営方針の振り返りについて、10月は次年度運営方針の案について、それぞれ適時であると考えられることから具体的時期を記載していますが、各区において規定する際は、これらの考えを踏まえつつ、各区における事情等も踏まえて規定することが望ましいと考えます。また、このほか、年間の開催回数を「少なくとも○回」と規定することも考えられます。なお、予定している開催以外にも、必要に応じた臨時的開催や、委員からの招集請求による開催も考えられるため、規定を置く場合は、必ず「少なくとも」を記載しておくべきであると考えます。 【関連規定】 ・条例第5条（10ページ） 【関連事項】 ・参考資料②（35ページ）

条文	解説									
(部会の開催) 第7条 次の表の左欄に掲げる事項についてより専門的な意見交換を行うことにより、効果的かつ効率的な区政会議の議論に資するため、区政会議の部会として、同表の中欄に掲げる部会を開催することとし、当該部会に参加する委員の定数は、同欄に掲げる部会ごとに、同表右欄に掲げるとおりとする。 <table><tr><td>○○○に関する事項</td><td>○ ○ ○ 部会</td><td>○人</td></tr><tr><td>○○○に関する事項</td><td>○ ○ ○ 部会</td><td>○人</td></tr><tr><td>○○○に関する事項</td><td>○ ○ ○ 部会</td><td>○人</td></tr></table>	○○○に関する事項	○ ○ ○ 部会	○人	○○○に関する事項	○ ○ ○ 部会	○人	○○○に関する事項	○ ○ ○ 部会	○人	<u>部会を開催するかどうかは各区の任意ですが、開催する際には、その根拠となる規定として、この程度の定めをすることは、必須です。</u> なお、部会とは、区政会議委員がその効果的かつ効率的な審議のために部会に分かれて議論し、その結果を踏まえて区政会議本会で改めて議論するものです。部会において区政会議委員以外の者の意見を求めるときは、関係者として都度出席を求めるべきであり、区政会議本会に出席する区政会議委員以外の者に、委員又は委員類似の位置付けを与えて部会のメンバーとすることは、条例の想定しない行為であり、違法（条例違反）と解されます。 <u>部会を開催する場合</u>の部会への委員の振り分けについては、区政会議の委員間で十分意思疎通することももちろん重要ですが、本市と各委員の関係においては、各委員の意見を聴取することが区政会議自体の目的であることを考えると、<u>部会への最終的な振り分けの責任は、区長が持つことが適切と考えられますし、その根拠として本規定は必須です。</u> <u>部会の運営については、</u>条例の趣旨を反映して行うこととなりますが、開催請求や決議、公募委員の比率の規定等、部会の性質になじまないと考えられる事項もあるため、<u>部会の運営において準拠すべき項目について、この程度の定めをすることは必須です。</u> 【関連規定】 ・ 条例第 12 条（15 ページ） 【関連事項】 ・ Q & A No.21、22、23、24（47、48 ページ）
○○○に関する事項	○ ○ ○ 部会	○人								
○○○に関する事項	○ ○ ○ 部会	○人								
○○○に関する事項	○ ○ ○ 部会	○人								
2 前項の部会に参加する委員は、部会ごとに区長が定める。										
3 部会の運営については、条例第5条第2項、第6条第1項、第7条、第8条及び第11条第1項の規定、同項に基づく市規則の規定並びに次条の規定の例により行う。										

条文	解説
(会議の公開の方法等) 第8条 条例第7条第6項本文に基づく会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、次のとおり会議の傍聴を認めることにより行うものとする。 (1) 会議の開催の都度、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、会場に傍聴席を設けるものとする。 (2) 傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、公表に適しない情報が記録されているもの等については、配布しないものとする。 (3) 会議を円滑に運営するため、会議において、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。 (4) 傍聴者は傍聴の遵守事項を守り、会議を主宰する者の指示に従って、静穏に傍聴するものとする。 (5) 会議に関する報道機関の取材に対して配慮するものとする。 2 公開する会議の開催に当たっては、当該会議開催日の1週間前までに、開催日時、場所、議題その他必要な事項を、区役所の掲示場に掲示するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。 3 公開する会議の開催に当たっては、前項に定めるもののほか、必要に応じて、報道機関への情報提供などの方法により、開催日時、場所、議題その他必要な事項の周知に努めるものとする。 4 条例第7条第6項ただし書に基づき会議を公開しないことについては、区政会議において決定するものとする。 5 前項に基づき会議を公開しないこととした場合は、その理由を明らかにするものとする。	<u>会議の公開の方法等について、本市の「審議会等の設置及び運営に関する指針」にのっとり行う場合は、本規定の記載は任意です。</u>左記規定は、同指針にのっとりた記載としていますが、仮に、区において、<u>区民等を含め対外的に十分な説明責任を果たすことを前提に何らかの変更を行う場合は、左記の記載をもとにアレンジして規定することとなります。</u> なお、委員等の全員がオンラインで参加する場合においても、区役所職員側の案件説明等登壇用に会議場を設けるとともに、同場において傍聴の機会を提供することとします。 【関連規定】 ・条例第7条第6項(12ページ) 【関連事項】 ・運用③(31ページ)
附 則 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。	<u>施行期日を明らかにするため、本規定は必須です。</u>また、条例第6条第2項による委員からの招集請求があった場合、それが要件を満たしているかどうかを判断するためには、区政会議委員の定数を定めた各区の運営要綱が、条例の施行日と同日の平成25年6月1日に施行されている必要があります。

※委員への報償金は、条例第4条第6項の規定の趣旨に照らし、基本的には支払わないことが望ましいと考えられるため、モデル要綱への掲載は行っていません。

ただし、学識経験者への出席の対価の支払いや、委員への交通費の支給を行うべき特段の事情があり、報償金を支払う場合は、本市「懇談会等行政運営上の会合等の委員その他の構成員に係る報償金の基準に関する要綱」に基づく支払いとなりますが、要綱上もこのような定めをして明らかにしておくことが、区民への情報開示の観点から必要と考えられます。

なお、平成24年4月から平成27年3月までの間は、同要綱に係る支払いについて減額措置も行われているので、留意する必要があります。

また、基本的には支払わないことが望ましいとする中で、あえて支払いをする理由については、なぜ支払うのかについて、他区との比較の中で、十分な説明責任を果たす必要があります。

モデル要綱【解説】における「必須」の意味の整理

(ある条件を前提に「必須」としているもの（例 モデル要綱第7条）を除く。)

箇所	「必須」とした趣旨	「必須」の度合
第1条	条例に基づく運営要綱制定の根拠として必要な内容という趣旨です。	○
第2条	「委員」「区政会議」等の文言は、条例における定義を経て成立している文言であり、要綱上のこれらの文言についても、条例と同様の定義を行うことにより、解釈に疑義を生じさせないことが通例であることから、「必須」と整理しました。	△
第3条 第1項	条例の条文から直接に必須となる規定ではありませんが、委員選定の考え方を対外的に示しておくことは、予算市会で区長の委員選定に関する質疑が多数出たことから、必要と考えられたため、「必須」と整理しました。	△
第3条 第2項	委員定数は、（市規則の定める基準に基づき）区長が定めることとされているため、区長の定めである要綱で明らかにする必要があります。	○
第3条 第3項	公募等による委員の定数は、（市規則の定める基準に基づき）区長が定めることとされているため、区長の定めである要綱で明らかにする必要があります。	○
第4条 第1項 及び 第2項	条例の条文から直接に必須となる規定ではありませんが、委員の選定方法を対外的に示しておくことは、予算市会で区長の委員選定に関する質疑が多数出たことから、必要と考えられたため、「必須」と整理しました。	△
第4条 第4項	条例の条文から直接に必須となる規定ではありませんが、区政会議委員の変更については公示し、誰が区政会議委員であるのかを区民等に明らかにする必要がありますと考えられることから、「必須」と整理しました。	△
附 則	施行期日がなければ、いつから適用のあるルールなのかも不明となってしまうため、必要な内容という趣旨です。	○

4. ○○区区政会議委員公募手続事務要領 モデル要領

条文	解説
(趣旨) 第1条 この要領は、○○区区政会議運営要綱第4条第2項に基づき、平成○年○月○日を任期の始期とする○○区区政会議の委員の公募手続の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。	<u>なぜこの要領が存在するのかを明らかにするためにも、趣旨の記載は必須です。</u> なお、この要領は、公募ごとに策定され、当該公募の手続が終われば役目を終えるという形式をとっていますが、区によって、必要な修正・追加を施した上で、常設の公募要領として、あるいは、応募者向けの募集要領とセットとするような形で策定されることは差し支えないと考えます。
(応募資格) 第2条 応募の資格は、次のとおりとする。 (1) 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成25年大阪市条例第53号）第2条第2項に定める区民等（以下「区民等」という。）であること (2) ○○○（の者）であること (3) ○○○（の者）でないこと	<u>応募資格の記載は、公募手続の公正性・透明性を確保する上で必須です。</u> ただし、その資格の内容（左記各号列記の部分）については、条例、市規則、要綱の趣旨を踏まえた上で、各区の実情に応じて策定されることは差し支えありませんが、応募資格を制限する（絞る）場合には、その制限について、各区で説明責任を果たせるものとすべきです。
(募集人数) 第3条 募集人数は、○名とする。ただし、選考の結果によっては、募集人数に満たない人数のみを委員として選定することがある。	<u>募集人数の記載は、公募手続の公正性・透明性を確保する上で必須です。</u>ただし書の規定は、委員としての最低限の適格性を満たさない応募者があった場合に備えてのものです。
(公募方法) 第4条 委員の公募にあたっては、区の広報紙等で広く周知する。 2 応募者に対しては、次の提出物を求めるものとする。 (1) 申込書（申込者の住所・氏名・年齢等の事項を記載したもの） (2) 応募の動機を記載した書面 (3) ○○○	<u>公募方法の記載は、公募手続の公正性・透明性を確保する上で必須です。</u> ただし、提出物の内容（左記各号列記の部分）については、申込者に関し必要な情報、応募動機程度は必須と考えられますが、その上で、<u>作文その他の提出物を求めるかどうかについて、区の実情に応じて判断されることは差し支えないと考えます。</u> また、「提出物については返却できない」旨の事項を定めることも考えられますが、その場合は、広報紙や応募者向けの公募のお知らせ等においても忘れず記載し、応募者に必ず伝わるようにしておく必要があります。

【関連規定】

- ・条例第4条（7ページ）

条文	解説
(選考を行う者及び選考の方法) 第5条 締切日までに応募に係る提出物を提出した者に対する選考は、次に掲げる者が行う。 (1) ○○○○ (2) ○○○○ (3) ○○○○ (4) ○○○○ (5) ○○○○ 2 選考の方法は、提出書類の審査(及び面接)とする。	選考を行う者及び選考方法の記載は、<u>公募手続の公正性・透明性を確保する上で必須</u>です。 選考を行う者については、さまざまなメンバー構成が考えられるところですが、いずれの構成をとる場合も、区長が公平・公正に委員を選考したといえるように配慮すべきです。 審査方法については、書類の審査だけでなく面接を行うことも考えられますが、その場合は、評価基準の設定などにより、出来る限り客観的な評価を行えるようにすべきです。
(選考結果の通知) 第6条 選考の結果については、応募者本人に対し通知する。	<u>応募者本人への結果の通知は、必須</u>です。
附 則 この要領は、平成○年○月○日から施行する。	施行期日を明らかにするため、本規定は<u>必須</u>です。

【関連規定】

- ・条例第4条(7ページ)

モデル要領の【解説】における「必須」の意味の整理

箇所	「必須」とした趣旨	「必須」の度合
第1条	条例に基づいた要綱において別に定めることとした部分として制定される要領の制定根拠として必要な内容という趣旨です。	○
第2条 第3条 第4条 第5条	条例の条文から直接に必須となる規定ではありませんが、予算市会で区長の委員選定に関する質疑が多数出たことから、委員制定につながる公募手続の公正性・透明性を確保する上で、必要と考えられたため、「必須」と整理しました。ただし、いずれの規定も、具体の公募手続の内容については、自由度が存在します。	△
第6条	条例の条文から直接に必須となる規定ではありませんが、応募者に対して結果を通知することは、選考された者には委員としての業務の委託について説明する前提となり、選考に漏れた者に対しても、委員としての業務の委託を行わないことを明確に示すとともに、選考に漏れた理由について、区が必要な説明責任を果たすためのきっかけとなるということから必要と考えられたため、「必須」と整理しました。	△
附 則	施行期日がなければ、いつから適用のあるルールなのかも不明となってしまうため、必要な内容という趣旨です。	○

II 運用及び参考資料

運用①：区政会議委員について

＜関係規定：条例第4条、規則第3条及び附則第1項及び同第2項、モデル要綱第3条及び第4条＞

・区長は、委員としての業務の委託にあたっては、その方を委員として選定したことを文書で通知するとともに、業務内容、任期、条例・市規則・運営要綱の内容や、報償金の有無について説明を行った上で、委員となる方の了解を得ておく必要があります。

・委員の男女比率については、男女共同参画に関する大阪市の方針（男女共同参画基本計画）において、市の審議会等での女性委員の占める割合について「40%以上」との数値目標が掲げられており、各区の区政会議についても当該計画における「審議会等」に該当することから、委員の女性比率40%以上が達成されるよう取り組んで下さい。

・本市職員を委員とすることについて、区政会議は、専門的知識の本市業務への反映や、公正の確保、利害の調整といった特定の目的を狙いとするよりも、幅広い区民等の意見の聴取と区政運営への反映を図ることが大切な目的です。

・例えば、本市内に在住する本市職員は、家に帰れば1人の区民でもあり、職員としての立場ではない、地域を知る区民の立場として、区政に対する意見を持つこともあるでしょう。また、地域で重要な役割を担っている人が、偶然本市職員だったという場合もありえます。したがって、本市職員であることを理由として、区政会議の委員となることを一律に禁止するものではありません。

・ただし、本市職員が区政会議において意見を述べるとなると、その意見に、職員として（役所として）の都合が影響を与えているのではないかと、あるいは、職員として市政に携わっているにも関わらずなぜ別途区政会議委員となる必要があるのか、との疑念を生む可能性はあります。そのような場合、区長は、その者を委員として選定したことについての積極的な理由（本市職員かどうかに関わりなく、その者を委員とした理由）及び本市職員を委員としたことによる弊害が発生しない（していない）か、仮に弊害があるとしても委員とすべき（しておくべき）理由について、十分に説明責任を果たす必要があります。

・また、区政会議委員以外の本市の審議会等の委員を3以上兼ねる方は、区政会議で求められる活動に支障を及ぼすことも考えられることから、特段の事情がない限り委員に選定しないこととすべきです。

運用②：委員の意見を求める事項について

＜関係規定：条例第5条、モデル要綱第5条及び第6条＞

・区政会議は、区民等からの多様な意見を聴取することが目的であり、委員間で意見を聞かせて、会議としての単一の結論をめざすものではないことから、地方自治法第138条の4第3項に基づく本市の附属機関（例えば審議会）ではなく、あくまで、行政運営上の会合として条例化されたものです。したがって、区政会議において区長が求めるのは、各委員の意見であり、区政会議としての意見ではありません。

・運用上も、区長が意見を求める事項に関し、例えば、行政の側から「会議としての意見をまとめてください。」と依頼したり、議長に対し「会議としてはどう思いますか。」と確認したりすることはできません。

・また、会議の場で意見を交換することにより、各委員が自らの意見を変更したり、高めたりした結果、各委員の意見が似通ってくることはありますが、これも、「区政会議としてある結論となった」のではなく、「区政会議の各委員の意見は、概ね似通ったものとなった」ととらえることとなります。当然、採決のようなことは行いません。

・以上のように、区長が委員の意見を求める事項とは、「区政会議としての」意見を求めているのではなく、「区政会議の各委員の」意見を求めているということに、重々留意して運用する必要があります。

・これを怠ると、「区政会議を、条例上附属機関として位置付けていないにもかかわらず、実態として附属

機関と評価すべき運用をしている」として、違法（地方自治法違反）との評価を受ける可能性があります。

・区政会議の開催頻度については、本条の規定により、区運営方針における、次年度に向けた案策定の段階（条例第5条第1項第2号。区運営方針の案の公表は例年2月頃ですが、次年度の区運営の方向性をふまえて予算要求内容を検討していくことから、予算要求調書の期日（例年11月頃）を念頭に、区運営の方向性について区政会議で委員の意見を求めるものです。）と、年度を終了してからの振り返りの段階（同項第3号）の少なくとも年間2回は、区政会議を開催しなければならないこととなります。

・実際には、条例第5条第2項によって、区長は、区の基礎自治に関する施策等に関し必要と認める事項について、区政会議の委員の意見を聞くことができるとしているとともに、同第6条第2項において、区政会議の委員から会議の招集を求めることができる旨規定していることから、実際にはこれより高い頻度になると考えられます。

・また、各区長のマネジメントのもと、各区の区政会議で意見を聞くなどした上で、区ごとに、定例会議の回数や時期について、会議運営要綱で定めるということも考えられます。

・条例第5条第1項第1号から第3号までの意見聴取事項について、実際に区政会議の場で意見を聴取する際には、参考資料①（34ページ）の表の「意見を伺う範囲」を、事前に委員に示しておくとともに、区政会議の場でも明確に示す必要があります。その上で、区政会議委員には、「意見を伺う範囲」に記載された資料を配布するか、大部であること等を理由に配布内容を絞る場合には、事前に「意見を伺う範囲」の資料にアクセスする方法（インターネット上のアドレスと、区役所において閲覧できる旨）を委員に示し、資料を配布していなくても、「意見を伺う範囲」については意見を述べていただくことができるようにしておく必要があります。

・区政会議の現場では、時間も限られているため、事務局からの説明については、「説明すべき内容」を参考に説明を行うとともに、必要に応じ、要点を絞った資料を作成・配布するなどし、分かりやすい説明に努める必要があります。

・また、条例第5条第1項第3号の「その他区政運営の総合的な評価」に関する事項については、「自己評価結果の総括」について、区の目標に照らして運営方針全体の取組を総括する観点から、委員の意見を聴取する必要があります。

※参考資料①（34ページ）参照

運用③：区政会議の議事及び公開について

＜関係規定：条例第7条、モデル要綱第8条＞

・区政会議は、区民等の多様な意見を適切に反映するものであることから、区政会議の開催に必要な出席委員数については、普段からよく意識して運用する必要があります。一策として、各区長が定める運営要綱において、委員の定数と併せて、会議の開催に必要な人数等の要件を明記しておくことも考えられます。

・区政会議の傍聴、開催周知及び非公開の決定については、本市「審議会等の設置及び運営に関する指針」にのっとり、次により行います（仮に区長の判断によりこれと異なる取扱いをする場合は、区民等を含め対外的に十分な説明責任を果たすことが前提となります。）

《傍聴について》

より開かれた市政を推進するという観点から、傍聴できる資格は区民・市民に限定されるものではありません。

傍聴手続は、公開する会議の運営に当たっては、概ね次により行うこととなります。（オンラインで参加する委員等がいらっしゃる場合についても同様です。）

- (1) あらかじめ傍聴定員（10名以上）を定めますが、会議の内容等により区民等の関心が高いときなど定員を超える傍聴希望者が予想される場合には、適宜増員に努めるものとします。
- (2) 傍聴申込みの受付は、会議の当日、会場で会議開催の30分前から開始し、先着順で定員に達するまで行うものとします。
- (3) 区政会議において適当と認める場合は、事前に抽選により傍聴者を決める取扱いとすることも可

能です。この場合は傍聴者に対して事前に抽選の結果を通知することから、周知時期を繰り上げるなど事前の準備期間に留意するものとします。

- (4) 傍聴席には、いすと机を用意することが望ましいですが、会場の状況等によりやむを得ない場合は、いすのみとすることが出来るものとします。また、必要に応じて記者席を設けるものとします。
- (5) 傍聴者に対しては、会議の内容が十分理解できるよう、原則として委員に配布する資料と同じ資料を用意するものとします。ただし、公表に適しない情報が記載されているもの、その他、法令集等、大量に準備できないことについて相当の理由があると認められるものについては、配布しなくても構いません。
- (6) 区政会議において、会議の公正かつ円滑な運営が妨げられることのないよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとします。
傍聴者等が議長等区政会議の議事進行を行う者の指示に従わず、会議の公正かつ円滑な進行が著しく阻害され、区政会議の目的が達成できないと認められる場合については、議長等は当該会議を一時中断し、それでも会場の秩序維持が困難であると認められる場合は、当該会議を中止する等の措置を講ずることが出来るものとします。
- (7) 傍聴者も会議の場に同席することから、会議の円滑な運営に協力すべきものです。
- (8) 会議の場で、傍聴者が写真撮影や録画、録音を行うことを認めるかどうかは、区政会議において決定するものとします。
- (9) 報道機関が社会的に重要な役割を果たしていることから、区政会議開始前における写真撮影や録画を認めるなど、議事進行の支障にならない範囲で、取材等に対して配慮する必要があります。

《会議の開催周知について》

また、審議会等の会議の公開制度が有効に機能するためには、公開する会議の開催を多くの市民等が事前に知ることが必要です。開催日時、場所、議題その他「必要な事項」とは、傍聴者の定員、傍聴手続、問い合わせ先等をいいます。

会議開催の周知は、区長が行うものです。

事前に抽選により傍聴者を決める場合は、申込や通知に要する期間を勘案して、十分な準備期間をもって行うこととし、市民に傍聴の機会を失わせることがないように留意することとします。

会議の開催に緊急を要する場合でも、審議会等の周知義務が免除されるというのではなく、会議開催を周知することが不可能な、極めて例外的な場合に限り、周知ができないという結果を生ずるものです。したがって、周知期間が1週間に満たない場合でも、会議開催決定後速やかに、可能な限りの周知を行うべきものです。

以上のほか、区政会議において、報道機関への情報提供や、広報紙等への掲載、区役所内等での案内の掲示などの方法により、会議の開催の積極的な周知に努めることとします。

《会議の非公開について》

会議の非公開については、当該区政会議において判断するとともに、その判断について、区政会議が説明責任を負うものです。

区政会議を公開しないことと決定した場合、その理由を明らかにするのは、区政会議において例外的に会議を非公開とする場合の判断の公正を担保しようとする趣旨です。なお、「明らかにする」とは、非公開の理由を秘密にしないという趣旨であり、対外的に広く周知することまで義務付けるものではありません。

区政会議の非公開の決定については、

- (1) 意見交換等の状況等から、条例の規定に照らし非公開とする必要が生じた場合は、会議の途中においても当該会議を非公開とすることができます。
- (2) やむを得ず一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存在する場合は、原則として非公開とする部分が終了してから公開する部分を行うものとします。

運用④：会議録及び運営状況の公表について

＜関係規定：条例第11条、規則第4条、同第5条、同附則第3項＞

・会議録は、「区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則」の規定に基づき作成・公表します。これに基づく、参考資料③ (36 ページ) 記載のようなイメージになります。

・条例第11条は、区政会議に関する会議録等（非公開の場合は議事要旨）や運営状況について、広く区民等に明らかにするとともに、市会における議論に資する観点から公表することとするものです。

・会議録等の作成の期間については、条例上「遅滞なく」と記載されているところですが、上記趣旨をまっとうするために、会議のあった日から30日程度を目安としつつ、可能な限り早期に作成する必要があります。また、当該区選出の市議員へは、作成次第提出すべきです。

・会議録作成までの間においても、会議での議論での概要を伝えるために、必要に応じて、議事概要を作成して公表する等、各区において工夫することは差し支えありません。

・運営状況については、毎年度、10月から翌年9月までの期間（対象期間）について、区政会議の運営の状況を取りまとめ、同年11月末までに、各区において公示・公表するものです。「区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則」において、次の6つの項目を記載することと規定しています。

- (1) 対象期間において委員であった者の氏名及び委員であった期間
- (2) 区政会議の開催の日時及び場所並びに区政会議が条例第6条第2項の規定による請求により招集された場合にあっては、その旨
- (3) 区政会議において委員に意見を求めた事項
- (4) 条例第9条第1項の規定により区長が講じた措置の内容
- (5) 条例第10条第1項の決議がされた場合にあっては、当該決議があった日及び当該決議の内容並びに当該決議に関し区長が講じた措置の内容若しくは進捗状況又は当該決議に関し措置を講じないこととした理由
- (6) 条例第12条第1項の規定による定めに基づき、区長が区政会議の部会を開催した場合にあっては、部会の名称、開催の日時及び場所、出席した委員の氏名並びに当該部会において委員に意見を求めた事項

このうち、(1)から(3)まで及び(6)は、純粋に対象期間のみに関する事項を記載することとなりますが、(4)については、対象期間前の区政会議（この条例により開催されたもの）で委員から意見を受けていた事項で、対象期間に区長が措置を講じたものについても、併せて記載することとなります。

また、(5)については、対象期間前の区政会議で決議があったが、これまでに処理できていなかった事項についても、併せて記載することとなります。決議については、区長はその内容の尊重と、措置を講じるよう努力する義務を負っていますので、期間内に対応が終わらず先送りとした場合は、進捗状況を記載する必要がありますし、措置を講じないこととした場合は、その理由を記載する必要があります。

なお、「区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則」第4条第4項（同条第5項及び第5条第2項において準用する場合を含む。）に基づき、会議録等及び運営状況に係る区役所での閲覧場所については、区長が指定しておく必要があります。

参考資料①

＜条例第5条（委員の意見を求める事項）関係＞

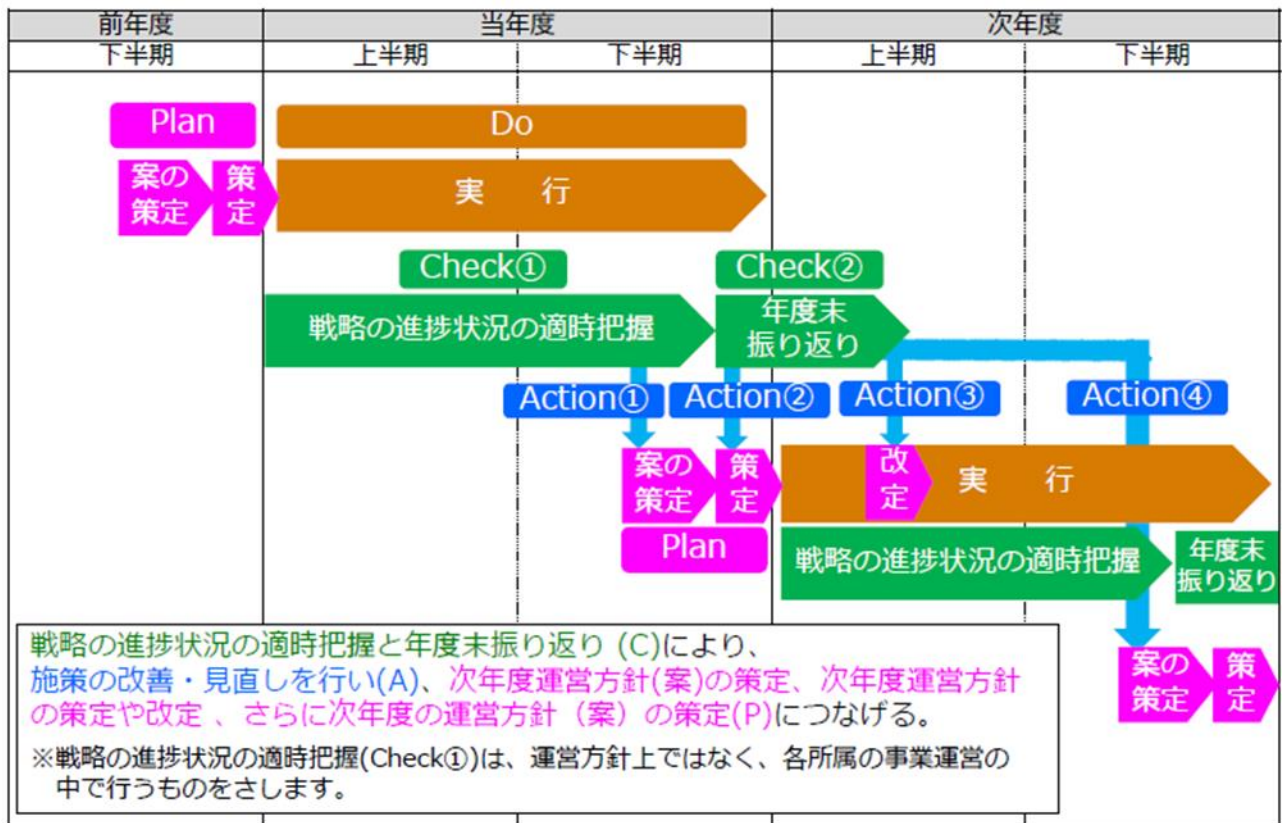
第5条第1項各号	意見を伺う範囲	説明すべき内容
第1号 「区の総合的な計画に関する事項」	区将来ビジョン（全編）	・区将来ビジョンの概要（概要版） ・区将来ビジョンの内容のうち、特に説明すべきと考えられるもの
第2号 「区の区域内の基礎自治に関する施策等の中の主要なもの及びその予算に関する事項」	次年度の区運営の方向性及びその予算に関する事項を記した資料 （区運営方針案の公表（例年2月頃）に先立つ時期であるため、当該資料の形式については、運営方針制度上の所定様式にとられず、任意で作成）	・次年度の区運営の方向性及びその予算に関する事項
第3号 「区の区域内の基礎自治に関する施策等の中の主要なものの実績及び成果の評価 <u>その他区政運営の総合的な評価</u> に関する事項」	前年度〇〇区運営方針自己評価シート式 （25年度の自己評価の場合） ＜★印は、該当がある場合＞ ・自己評価結果の総括（様式1） ・ベストプラクティス事業（様式2）★ ・運営方針の達成状況総括表（様式3） ・運営方針の達成状況の概要（様式4） ・重点的に取り組む主な経営課題（様式5） ・ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営に向けた主な取組（様式6） ・撤退基準を達成できなかった具体的取組の対応（様式7）★ ・上記資料と対応する25年度運営方針の資料	・自己評価結果の総括（様式1） ・運営方針の達成状況の概要（様式4）又は重点的に取り組む主な経営課題（様式5）のうち、特に説明すべきと考えられるもの ※自己評価結果の総括（様式1）は、「<u>その他区政運営の総合的な評価</u>」に対応する特に重要な部分であって、<u>区の目標に照らして運営方針全体の取組を総括する観点から、委員の意見を聴取する必要があります。</u>

また、必要に応じ、説明用の資料を作成・配付するなどし、委員・傍聴者等からみて分かりやすい資料提供に努める必要があります。

なお、令和5年度からの運営方針制度見直しのもとで初めて実施される評価・振り返りにかかる区政会議での議論（令和6年度）に向けて、表中第3号に関する記載は追って改訂する予定です。

参考資料②

運営方針の策定から評価までの流れ



参考資料③

会議録イメージ

前年度分	当年度分	翌年度分
〇〇区 平成〇年度 第〇回区政会議 会議録		
1 開催日時 平成〇年〇月〇日 〇時〇分から〇時〇分まで		
2 開催場所 〇〇〇〇〇 〇階 〇〇会議室		
3 出席者の氏名 〇〇 〇〇 (議長)、〇〇 〇〇 (副議長)、〇〇 〇〇 (委員)、…、 〇〇 〇〇 (市会議員)、…、〇〇 〇〇 (関係者 (〇〇〇))、…、 〇〇 〇〇 (〇〇区長)、〇〇 〇〇 (〇〇区副区長)、 〇〇 〇〇 (〇〇区〇〇課長)、…、〇〇 〇〇 (〇〇局〇〇部〇〇課長)、…		
4 委員に意見を求めた事項 (1) 〇〇について (2) 〇〇について (3) 〇〇について		
5 議事内容 (発言者氏名及び個々の発言内容) (〇〇 〇〇) ……………。 (〇〇 〇〇) ……………。 (〇〇 〇〇) ……………。 (〇〇 〇〇) ……………。 (〇〇 〇〇) ……………。 ……………。 (〇〇 〇〇) ……………。		
6 条例第 10 条第 1 項の決議の内容 (決議があった場合)		
7 配布資料 添付のとおり		

参考資料④

＜規則第 5 条（区政会議の運営状況の公表）関係＞

（年度ごとに行う運営状況の公表イメージ）

第 1 号関係

(1) 対象期間において委員であった者の氏名及び委員であった期間

（例 1）〇〇区区政会議員名簿（敬称略・50 音順）

氏 名	選定事由等	部会名＊	委員の期間
〇 〇 〇 〇	〇〇地域協議会 推薦	防災	平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで
△ △ △ △	〇〇区〇〇連合会 推薦	健康	平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで
□ □ □ □ □	公募	防災	平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで

＊本表においては部会名は必須事項ではない（下記第 6 号関係参照）。

第 2 号、第 3 号関係

(2) 区政会議の開催日の日時、場所及び委員に意見を求めた事項（区政会議が条例第 6 条第 2 項の規定による請求により招集された場合にあっては、その旨を記載すること）

（例 2）第〇回 〇〇区区政会議開催概要

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
平成〇年〇月〇日 午後 7 時～9 時	〇〇区役所 3 階会議室	・平成〇年度〇〇区運営方針及び 予算の策定について	条例第 5 条 第 1 項

（例 3）第〇回 〇〇区区政会議開催概要

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
平成〇年〇月〇日 午後 7 時～9 時	〇〇区役所 3 階会議室	・〇〇幼稚園の廃園について	条例第 6 条第 2 項に基づき会 議を開催

第 4 号関係

(3) 条例第 9 条第 1 項に基づき区長が講じた措置の内容

（例 4）第〇回 〇〇区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
〇〇交差点におけるカーブミラーの設置	・同左（平成〇年〇月〇日設置済）	条例第 9 条第 1 項

第 5 号関係

- (4) 条例第 10 条第 1 項に基づく決議について、当該決議があった日及び当該決議の内容並びに当該決議に対し区長が措置を講じた措置の内容もしくは進捗状況、今後措置を講じないこととした場合はその理由、検討中の場合はその状況

(例5) 条例第10条第1項に基づく決議に対して区長が講じた措置の概要

決議があった日	決議概要	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
平成●年●月●日	新たに○○区域を重点防災地域として指定し、同区域内に防火水栓を 2 か所設置すること	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○(平成● 年●月●日措置済)	条例第 10 条第 1 項

(例6) 条例第10条第1項に基づく決議に対して区長が講じている措置の進捗状況

決議があった日	決議概要	区長が講じている措置の進捗状況	条例上の根拠規定
			条例第 10 条第 1 項

(例7) 条例第10条第1項に基づく決議に対して区長が措置を講じないこととした理由

決議があった日	決議概要	措置を講じないこととした理由	条例上の根拠規定
			条例第 10 条第 1 項

(例 8) 条例第 10 条第 1 項に基づく決議に対して区長が検討している内容

決議があった日	決議概要	区長が検討している内容	条例上の根拠規定
			条例第 10 条第 1 項

第 6 号関係

- (5) 区長が区政会議の部会を開催した場合にあっては、部会の名称、開催日の日時、場所、出席した委員の氏名、委員に意見を求めた事項

(例9) 第〇回 〇〇区政会議 〇〇部会開催概要

開催日時	場所	出席した委員の氏名	委員に意見を求めた事項
平成○年○月○日 午後 7 時～9 時	○○区役所 3 階会議室	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	

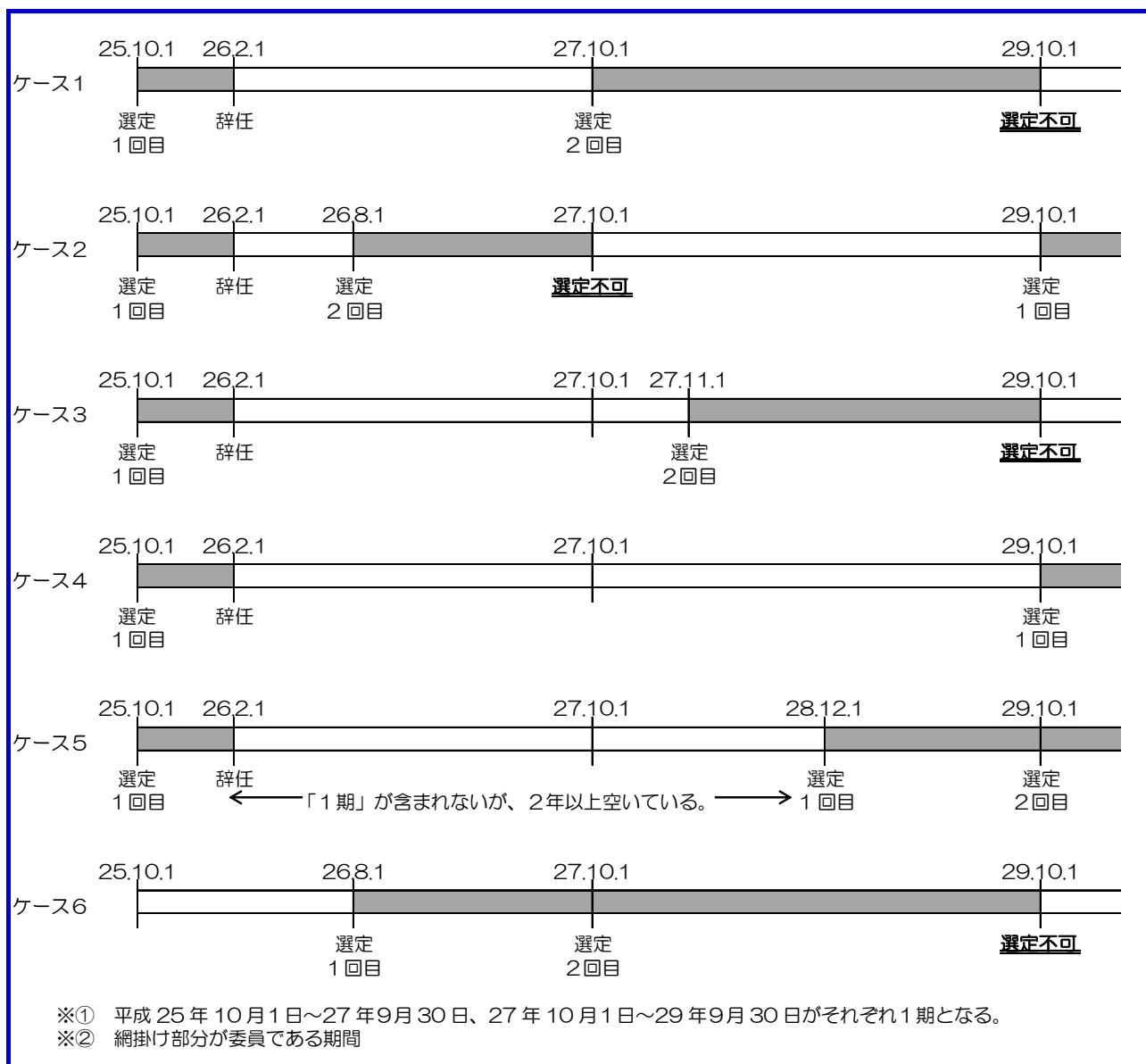
Ⅲ Q & A

No	関係規定 (項目)	Q	A
1	条例第2条 (定義について)	区政会議は、「区長、区シティ・マネージャー及び教育委員会事務局区担当教育次長」の所管に属する施策及び事業について意見を聴く会議ということですが、例えば、道路の新設のように、事業についての決定権が区長に属していない事項でも、区政会議で取り扱うことはできますか。	区役所は、区民の要望を、権限を有する所管局に引き継ぐ仲介役としての機能(インターフェイス機能)を有しています。 事業そのものに区長の決定権が及ばない場合でも、このような区役所のインターフェイス機能を発揮し、例えば、道路の新設について、区民と所管局との意見交換の場を設定するよう区長が働きかけをすべきだ、といったようなことについては、区長の所管に属しますので、区政会議で取り扱うことが可能です。 ただし、この場合、委員の意見等を踏まえて区長が行えることは、所管局との間で、意見交換の場の設定の実現に向けた調整を行うということであって、道路の新設そのものについて決定を行えるものではありません。
2	条例第4条 規則第3条 モデル要綱 第3条 (委員の選定について)	区長が、自身に都合のいいように委員を選定するかもしれません。条例により、委員の人選について一定のルールを定められないのでしょうか。	各区において、地域の課題や状況は異なっており、条例で一律に定めることは難しいと考えられます。 しかし、区長は、条例第4条第3項の規定の趣旨を十分に踏まえて委員を選定すべきであり、委員選定の基準や具体的選定方法等についても、各区の区政会議運営要綱や委員公募要領において明らかにし、委員選定についての透明性を確保する必要があります。
3	条例第4条 規則第3条 モデル要綱 第3条 (委員の選定について)	公募等の委員の割合は、市規則で下限だけが定められ、上限は制限されていません。全員を公募等によって選定しても良いのでしょうか。	全員を公募等によって選定しても構いません。 ただし、区政会議においては、これまで区政運営に関心がなかった区民の意見も必要であるし、熱心に地域活動を行いながら地域を支えていらっしゃる区民の方々の意見も必要であるなど、条例第4条第3項の規定の趣旨にのっとったバランスの良い人選を行う必要があります。 全員を公募等により選定するとしても、例えば、公募等のうち一定の人数分については、実際に地域活動を行っている団体の代表者や所属員であることを応募の条件とするなど、地域活動の現場の声が区政会議での議論にも反映されるよう配慮する必要があると言えるでしょう。
4	条例第4条 規則第3条 モデル要綱 第3条 (公募委員の更新について)	今後、例えば現在3名の公募委員を平成25年10月1日に5名に増やす場合、2名は当然新たに募集することとなりますが、現在の3名についても、あらためて公募して選定するような手続きが必要ですか。	公募等により委員となった方を、当該任期に引き続いて次の任期も委員とした場合は、その方は、公募等による委員として取り扱います。

No	関係規定 (項目)	Q	A
5	条例第4条 規則第3条 モデル要綱 第3条 (地域団体 からの推薦 による委員 について)	地域団体からの推薦による委員の定数を、地域団体の定数と考えたときに、委員改選により2つの地域団体の長を兼任されることとなった場合は、開催や招集請求に必要な委員数については、2名分の定数として考えることとなるのでしょうか。	条例上の「委員」は、選定の手法にかかわらず、すべて「1人の個人」ですので、「1人で複数カウントを得る」というような手法はとることはできません。 各団体からの推薦者については、かならず団体の長でないといけないということはありませんので、現実的には、各団体のご理解を得ながら区政会議のための代表者の推薦をお願いしていくというのが一つの手法と考えます。
6	条例第4条 モデル要綱 第3条 (地域団体 からの推薦 による委員 について)	モデル要綱第3条及び第4条における地域団体からの推薦による委員の選定については、書面による推薦が必要ですか。	委員の選定に係る区的意思決定を行う際に、地域団体から推薦を受けた者であることを確認する必要があると考えられますが、推薦を書面により受けることにより、当該確認の際の資料となると考えます。
7	条例第4条 第5項 (「連続した選定」の考え方について)	平成25年10月に区政会議の委員に選定された者が、その任期の途中で委員を辞任し、その後、平成27年10月の委員の一斉改選において、再度委員となりました。この委員は、条例第4条第5項の考慮にあたっては、平成27年10月において連続して2回選定されたこととなるのでしょうか。	条例第4条第5項につきましては、区政会議の委員に「連続して2回選定されても1期以上外れることによってその後再度就任できることとする」ため、平成25年3月28日の財政総務委員会において修正決議された規定です。なお、「1期」とは、区政会議の委員が一斉に選定される日から、次に一斉に選定される前日までの期間です。 この規定の趣旨に基づき、条例第4条第5項の「連続」の考え方につきましては、委員でなくなった日からその日以後初めての選定(以下、「再度の選定」)の日の前日までの期間に1期以上が含まれる場合には、再度の選定を1回目の選定と考えます。他方、委員でなくなった日から再度の選定の日の前日までの期間に1期以上が含まれない場合には、再度の選定を前回の選定に連続した選定と考えます。 ご質問のケースにつきましては、委員を辞任した日から再度の選定の日(平成27年10月1日)の前日までの期間に1期以上が含まれないことから、当該委員は、平成27年10月1日において、連続して2回選定されたこととなります。 ご質問のケースに加え、次頁に例を示しておりますので、ご参考にしてください。 なお、例のうち、ケース5のような事例につきましては、辞任から次の選定までの間に1期が含まれるケースではありませんが、その期間は2年以上であり、1期の期間が2年であることを鑑みると、規定の趣旨に反しないと考えられることから、再度の選定を1回目と数えます。

No.7 条例第4条第5項「連続した選定」の考え方について

【例】



No	関係規定 (項目)	Q	A
8	条例第4条 (区政会議 以外の場 における委員 の選挙活動 について)	区政会議の委員が、街頭で公の選挙に関する投票勧誘行為を行えば委員としての業務委託の解除事由となるのでしょうか。	条例第4条第7項(第2号)は、「委員が区政会議の場において又は区政会議の委員の名において」・・・「次のアからオまでに掲げる行為をしたとき」と規定しています。 区政会議委員の方については、執行機関が開催する会議の委員として、一定の政治的中立性をもった言動を行っていただくことが必要ですが、それぞれの方が、思想・良心の自由や、表現の自由をお持ちであることは言うまでもありません。 そこで、この規定では、「区政会議の場において又は区政会議の名において」という限定をかけています。 ご質問の件については、「区政会議委員としての〇〇〇〇」が行う投票勧誘行為だということが明示されているかが判断の分かれ目となります。区政会議委員としてではなく、「□□団体の〇〇〇〇」や、あくまで一個人の「〇〇〇〇」として投票勧誘行為を行われている場合は、業務委託の解除事由とはなりません。
9	条例第4条 規則第3条 モデル要綱 第3条 (公募委員 の定数の定め 方について)	区で定める区政会議の運営要綱において、定数を定める際に、委員全体の定数については、「〇〇人」と一義的に定数を規定し、そのうち公募により選定する委員の定数については、「〇〇人以上」のように規定することは可能か。	ご質問は、「公募の結果人材豊富ならば公募委員の数を増やしたい」、あるいは、「公募委員が欠員となった場合に再公募を回避したい」とのお考えから出ているものと拝察しますが、条例第4条第3項において「区長は、委員の選定にあたっては、公募を活用するなどその構成が区民等の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。」と規定されています。これを受けた規則第3条第2項においては「公募等による委員の定数は、委員の定数の10分の1未満であってはならない。」旨規定しており、公募等による委員について「定数」を定めることが前提とされております。これは公募等による委員の定数を一義的に定めておくことにより、区民等の皆様への説明責任(当該区においては、公募等の委員の数(全体定数とあわせてみることにより、その割合も含む。)がどうあるべきと考えているのか、そのことにより、他の委員の構成とあわせて、どのようにして区民等の多様な意見が適切に反映されていくのかを明らかにする。)を果たしていく意義があると考えております。したがって、公募等委員の定数については、要綱上明確にすべきです。 仮に、例えば、公募等による委員の定数を要綱で「5人以上」としか定めず、公募等委員が10名いる場合で、当該公募等委員のうち1人が任期中にお辞めになったとき、委員全体数の中に欠員を生じることは明らかですが、その欠員を公募により補充すべきなのか、他の手段により補充すべきなのか不明確となります。このことはすなわち、当該区が、公募等委員のあるべき数、全体の中に占める割合についてどのような考えを持っているのか、不明確ということでもあります。

No	関係規定 (項目)	Q	A
10	条 例 第 4 条、同第 8 条（議員が 区政会議の 委員となる ことについて）	国会議員や大阪府議会議員は区政会議の委員とすることができますか。	区政会議における議員の参加については、条例第 8 条第 1 項において市会議員、同条第 2 項においては「関係者」として府議会議員及び国会議員等を想定し、議員は、区政会議における議論に資するために必要な助言をすることができることとされており、議員としての区政会議への参加の機会、条例上確保されています。 したがって、区政会議においては、幅広い意見を聴取するために、一般の区民の方からの多様な意見を聴取することが望ましいことから、条例第 8 条で参加の機会が確保されている議員以外の方が委員に就任していただくことが望ましいと考えます。 また、区政会議は、区政運営について行政からの求めに応じて委員から意見をいただくもので、相応の政治的中立が求められるものであり、条例第 4 条第 7 項においても、委員の政治的中立をうたっています。その点、議員が委員となることにより、その委員の発言が政治的な発言なのか、個人的な発言なのか、またどのような意図をもって発言しているかについて、他の委員にはわかりにくいことが考えられます。 以上により、議員の区政会議への参加は、第 8 条によることが望ましいと考えます。
11	条例第 7 条 （議事について）	議長・副議長には、会議の主宰者としての役割がありますが、そうすると、議長・副議長は、区政会議において、自らの意見を述べることはできないのでしょうか。	議長・副議長は、会議の進行等、会議を主宰する方が必要であることから選任するものにすぎません。 議長・副議長となった方についても、そもそも、委員として、区民等の多様な意見を反映させる観点から、委員としての業務をお願いしているものです。 したがって、議長・副議長も、自らの意見を述べることができます。

No	関係規定 (項目)	Q	A
12	条例第7条 (議長・副 議長の選任 について)	条例第7条第1項に「区政会議の委員は、その互選により議長及び副議長を選任するものとする。」と規定されていますが、条例施行後に、条例附則第2項により委員として選定されたものとみなされた委員からなる区政会議を開催する場合においては、特に互選によらず、従前の「区政会議の長」をそのまま議長とすることは可能でしょうか。また、従前は「区政会議の長」を「委員長」と呼称してきたため、条例のもとでも同様の呼称で進めたいと考えますが、いかがでしょうか。	条例制定に当たっては、区政会議の運営の仕組みについて、より具体的で規律されたものとすべきだという考えから、旧規則では規定されていなかった委員の任期や連続選定の制限(第4条)、意見を求める事項(第5条)等の様々な規定が置かれています。 議長・副議長についても、上記の考えのとおり、呼称や任期、少なくともそのいずれかの出席が会議開催の要件となることを含めて、従前の「区政会議の長」どおりではなく、条例第7条で新たな位置付けを与えられているものです。 したがって、条例施行後の区政会議においては、条例第7条第1項の要請を満たすため、あらためて互選により議長及び副議長を選任することが必要となります(規定上も、条例附則第2項は委員の選定に係るみなし規定にすぎませんので、同項により議長及び副議長についてまで引き続き選任されたものとみなすことはできません。) また、呼称についても、「議長」・「副議長」と、条例に基づいた呼称をされることが、上記条例制定の趣旨に適うものと考えられます。 なお、条例施行後1回目の区政会議においては、議長及び副議長が決定されるまでの間の進行を区役所が事務局として行うこととなると考えられますが、議長及び副議長の選任に際し、「従前の区政会議の議長を担っていただいていた〇〇さんに引き続きお願いするということではいかがでしょうか」等の提案を区役所から行い、委員の了承を得るという方法については、条例上選任の手法として定められた委員による「互選」とはいえないものと考えます。区役所が進行を行うに際しては、あくまでもその役割の範囲内で、「どなたに議長をお願いするかについて、ご意見はございませんか」等の投げかけを行うこととなります。
13	条例第7条 (議長・副 議長の任期 について)	議長・副議長の任期について、例えば1年とするなど、要綱等の区長の定めで変更できますか。	条例の文言・趣旨は、一度議長・副議長となった方は、委員としての当該任期中はその任に当たるということですので、区長の定めで変更することはできません。ただし、本人が議長・副議長を辞められた場合は、新たな方を互選する必要が生じます。

No	関係規定 (項目)	Q	A
14	条例第7条 (「出席」の 考え方につ いて)	区の区政会議運営要綱等に規定すれば、会議当日に出席できない委員について、事前に議題についてのレポートを提出することで出席したものとみなすことができますか。	できません。 「出席」とは、実際に会議場へ参集しての参加のほか、通信機器等を用いたオンラインでの参加を言います。 また、条例では、書面の提出等他の手段をもって出席を擬制するような「みなし規定」を設けていません。よって、条例の趣旨からは、ご質問のような手段を出席とみなすことはできません。 区の要綱等の取り決めでみなし規定を置くことも、上記条例の趣旨に反し、許容されないものと解されます。
15	条例第8条 (市会議員 の求めによ らない発言 について)	市会議員は、(会議から発言を求められた場合だけでなく) 自ら発言を求めて助言をすることは可能でしょうか。	可能です。ただし、発言については、議事の主宰者である区政会議議長の許しによる(挙手し、議長からの指名を受けて発言する) ことになります。
16	条例第8条 (市会議員 の発言が助 言にあたらない場合 の対応につ いて)	市会議員の発言内容が、助言に当たらないと考えられる場合には、誰がどのようにすべきか。	市会議員の発言内容が助言に当たらず適切でないと判断される場合は、議事の主宰者である区政会議議長が、当該発言者に注意することになります。
17	条例第8条 (他の審議 会等の委員 や委託先事 業者の職員 の出席につ いて)	条例第8条第2項にいう「関係者」として、本市の他の審議会や行政運営上の会合の委員をされている方や、本市の事業を受託している事業者の職員の出席を求めることは可能ですか。	区政会議に出席を求めるべき相応の関係性を持つ方なら、基本的には問題がないものと考えます(一般的な話として、たとえば、事業者が複数ある中から1社を指定した場合は、なぜその会社かといった説明の責任は区長に生じると考えられます。))。
18	条例第10条 (決議につ いて)	条例第10条第1項においては「第4条第1項の規定により委託した業務とは別に」と規定されていることから、区長が意見を求めた事項については、第10条第1項の規定は適用されないものと考えるべきか。	条例第10条第1項は、行政側から依頼がないにもかかわらず、自発的に議論が始まって、区政会議において委員の3分の2以上の多数を持って決議に至った場合について、区長の努力義務を規定するものです。区長が区政会議において既に意見を求めた事項についても、各委員が受託業務として意見を述べることは別に、区政会議において自発的な議論により決議を行った場合、区長は同項に基づき対応することとなります。

No	関係規定 (項目)	Q	A
19	条例第 11 条 規則第 4 条 (区政会議の会議録における発言内容の削除・修正について)	区政会議の委員が、区 CM の所管外の局事業について意見を述べた場合、当該意見は区政会議において聴くことを目的としている意見ではないものとして会議録から削除すべきか。また、委員の不規則発言等についても必ず逐語レベルで会議録に記載することが求められるか。	区政会議の会議録は、会議で話し合われた内容について、広く区民等の皆様に明らかにし、区民等の皆様のさらなる区政参加を推進し、区政運営に対する区民等の皆様の理解と信頼の確保に資するとともに、市会における議論に資する観点から公表することとするものです。その会議録の記載内容としては、条例の制定経過（区政会議の透明性の確保等を求める観点から、市会で原案を修正し第 11 条第 1 項を追加）からも、発言内容をそのまま逐語レベルで記載することが求められることが原則です（なお、「えっと」や「えー」のように、間投詞のうち特段実質的な意味を伴わない文言の削除や、省略言葉を本来の言葉に戻すこと（例 「就活」→「就職活動」）など、発言の趣旨を損なわず、むしろ同趣旨を対外的により明らかにし、読み手に会議の内容をより明確に伝えるための修正は、基本的には、委員の個別又は包括的な了解のもとで行いうるものと考えられます。）。 さて、ご質問のうち、区 CM の決定権外の局事業についてですが、区役所は、区民の要望等を、権限を有する所管局に引き継ぐ仲介役としてのインターフェイス機能を有しており、そのようなインターフェイス機能の発揮については区長の所管する事項と考えられることから、区政会議で取り扱うことが可能な内容です（条例第 2 条第 1 項及び 39 ページ No.1 参照）。したがって、そのような意見について会議録から削除することは妥当ではありません。 次に、委員の「不適切な発言」について、上記のとおり、原則としては、発言内容をそのまま逐語レベルで記載することが求められるものですが、差別用語など、当該発言を議事録として公表しておくことがかえって妥当でない場合については、発言を修正・削除して会議録を作成することも考えられます。ただし、そのような修正・削除についての区政会議委員・区民等・市会への説明責任（実際にあった発言をなぜ修正・削除したのか、どのような内容が修正・削除されたのか、修正・削除を行った場合と行わなかった場合の得喪をどう比較したのか）は、最終的には会議録の作成者である区長が負うこととなります。また、修正・削除に至るまでにとった手続（発言者自身や、区政会議の主宰者である議長など、その必要性に応じた各関係者の了解を得て行ったのか等）についても、同様に区長が説明責任を負います。 最後に、「不規則発言」（議長の発言許可を得ずに行われた発言）については、会議での正式な発言ではないため、会議録に掲載しないことが原則と考えられますが、会議の様子を明らかにするために必要な場合は、表現に工夫をした上で記載することもあります（一例としては、市会の会議録に見られる「（「○○」と呼ぶ者あり）」など）。

No	関係規定 (項目)	Q	A
20	条例第11条 規則第4条 (会議録等の公開について)	会議録等について区役所への設置やホームページでの公開以外に広く区民・市民に周知する必要がありますか。	条例上、会議録等は区役所に設置するとともにホームページ等で周知することとされておりますが、もちろん他の方法により区民・市民に周知することを禁止するものではありません。むしろ、条例の趣旨からは、会議録等は広く区民・市民に明らかにすべきものであるといえることから、インターネットを利用できない区民・市民のために、区政だけで会議の議論概要を掲載する等積極的に周知を図っていくことが望ましいと考えております。
21	条例第12条 モデル要綱第7条 (部会の定数について)	モデル要綱第7条第1項においては、部会の定数を定めていますが、部会の定数を定めないことは可能でしょうか。	モデル要綱においては、次のような観点から部会についても定数を定めることとしております。 ・条例の趣旨をふまえ、部会の運営についてもできる限り透明性を確保する必要があること ・第7条第3項で部会の運営についても、開催に必要な委員数にかかる条例の規定を準用しており、定数を定めておく必要があること 部会の定数の規定については、このようなモデル要綱の考え方をふまえ、各区においてご判断いただくこととなります。
22	条例第12条 モデル要綱第7条 (部会の定数について)	ある部会に参加する委員の数を、1人とすることは可能でしょうか。	最終的には、部会の開催や、そこに参加する委員の指定については、各区長が区政会議の各委員の意向等も踏まえながら、責任をもって判断・決定することであると考えますが、「部会」とは、ある会合がそれぞれの専門部門に分かれ行う会合、すなわち本会を分けたものと考えられます。 部会も「会合」であり、その構成要素は基本的には委員であること、また、行政側の出席者や関係者との意見交換が考えうるとしても、委員間での意見の交換も見込めない中で1人の委員の意見を聞いて、そのことを本会で報告することと、その委員が本会で直接意見を述べることにどれほどの差があるのか、部会の開催によって区政会議の本会の議論をどのように効果的・効率的に出来るのかを考えると、一般的には、参加委員が1人の部会というのは、あまり考えにくいものであると思われます。
23	条例第12条 モデル要綱第7条 (複数の部会への参加について)	1人の委員が複数の部会に参加することは可能でしょうか。	可能であると考えます。

No	関係規定 (項目)	Q	A
24	条 例 第 6 条、同 1 2 条 (部会の招 集の請求に ついて)	部会においても、条例第 6 条第 2 項に規定するように委員の定数の 4 分の 1 以上の者による会議の招集の請求の規定を準用することは可能でしょうか。	部会の開催は、条例第 12 条第 1 項に規定する区長の運営権限にもとづくものであり、開催については区長が決定することとなります。部会について招集の請求の規定を置いた場合、この区長の権限を委員の意思で拘束することとなりますが、自らの開催権限についてそのようなルールを設けることも区長の運営権限に基づくものと考えられるため、部会について招集請求の規定を定めることが、ただちに条例違反とはならないと考えます。 ただし、部会は効果的かつ効率的な審議のために委員が各担当の会に分かれて議論しその結果を踏まえて区政会議本会であらためて議論するためのものであり、区政会議においてすぐに議論すべき案件については部会ではなく直接本会の開催請求をすべきであることから、部会には招集の請求の規定はなじまないと考えております。また、例えば 8 名以下の部会の場合、1 人ないし 2 人のごく少数の委員の意思のみで開催をする必要が生じることとなるなど、通常はある程度の委員の意思が集まった場合を想定している開催請求の規定の趣旨をかえってゆがめることとなる可能性もあります。 部会について招集請求の規定を置く場合は、条例の趣旨に反することのないよう、このような点を十分に考慮し、説明責任を果たせるようにする必要があります。
25	条例第 1 2 条 (運営要綱 の公示の方 法につい て)	条例第 12 条第 2 項による運営要綱の公示は、どのような形式によるべきか。また、市公報に登載する必要があるか。	一般的には、区告示の形式をとって、区役所庁舎前の掲示場に掲示することとなると考えられます。市公報への登載については、区政会議が区における基礎自治に関する施策等に関して開催する会議であることを鑑みると、基本的には登載が必要とされるものではないと考えられます。 なお、条例上は「これらを公示するほか、広く区民等に周知するための措置を講ずるものとする。」とされており、区HP等においても広く周知することが求められております。

大阪市区政会議区政会議の運営の基本となる事項に関する条例ガイドブック
作成・改定の記録

発行日	作成担当者
平成 25 年 6 月 1 日	大阪市区長会議人事・財政部会ワーキング・グループ 【人事・財政部会所属区】 北区役所 此花区役所 天王寺区役所 西淀川区役所 東淀川区役所 旭区役所 城東区役所 住之江区役所 住吉区役所 東住吉区役所 【市政改革プランの推進】 市政改革室 区政改革担当 【区政会議の所管局】 市民局 市民部 区政課
平成 26 年 7 月 23 日	市民局 政策支援担当
平成 26 年 10 月 20 日	市民局 区政支援室 政策支援担当（政策支援グループ）
平成 27 年 6 月 11 日	市民局 区政支援室 政策支援担当（政策支援グループ）
平成 27 年 11 月 9 日	市民局 区政支援室 政策支援担当（政策支援グループ）
令和 4 年 4 月 25 日	市民局 区政支援室 区行政制度担当
令和 5 年 4 月 28 日	市民局 区政支援室 区行政制度担当